

長良川河口堰検証第7回プロジェクトチーム会議

日 時 : 平成23年12月15日 15時~18時

場 所 : 愛知県東大手庁舎4階 406会議室

(事務局)

それでは時間になりましたので、ただいまから、第7回長良川河口堰検証プロジェクトチーム会議を開催いたします。座長の小島先生、お願いします。

(小島座長)

それでは第7回プロジェクトチームの会議を始めたいと思います。今日はプロジェクトチームの報告書についてということで、資料を3点用意しております。資料1が長良川河口堰PTの報告書の原案でありますけれども、その中身に入ってくる主な事項、内容的な事項を資料2と資料3で抽出をしております。全体の構造のイメージを原案という形で示しておりますけれども、どのような形、内容になるかは資料2、資料3の議論によるというふうに思います。前回は要素についてということでお出ししました。簡単にこの構成をご説明いたします。

まず資料1原案でありますけれども、「はじめに」というところでPTの経緯を書き、そして開催状況、ヒアリングの開催状況、それから委員名簿と続いております、これが3ページまでですね。それから公開ヒアリングであります。前回のPTでファクツの部分はファクツとして書いていこうということで、公開ヒアリングで述べられた意見の要約というものが4ページから7ページの上まであります。勿論、実際にどのような意見を述べられたかについては、議事録ももう作られておりますし、提出された資料も全部出ておりますので、それによって読む人は確認をすることが出来るということでもあります。ただここは導入部にもなりますので、簡単な要約をして読む人の助けになるように作ったものであります。7ページのところに公開ヒアリングで陳述された意見のPTの受け止め方、出来ればPTとしての受け止め方というものを整理して書いていきたいというふうに思います。まあ、これが読む人にとってのいわゆるPTの報告書としての書き方だろうというふうに思いますけれども、現在の段階では各委員から出されたコメントが資料2ということで整理してあります。

そのイメージ、資料2ですけれども、それぞれの方々が述べられたことについては色々なテーマがございます。そのテーマについてPTはどう受け止めたかということを出るだけ合意が出来ることを書いていきたいということですが、現段階では各委員のコメントがそれぞれ整理することなく書かれてあります。出来るだけ文章化をして入れていくということですが、資料2の注意書きのところですが、辻本先生のコメントが文章化されていない部分がありますので、文章化を試みました。もし正確でなければ、説明の時にご訂正をいただきたいというふうに思います。評価に関わる部分も入っており

ますが、陳述された意見の内容に立ち入って評価を行うかどうかについては議論があったと記憶しております。現時点でどのようなことを書いていくのかは、またご議論をいただきたいというふうに思います。これが1 - 2 公開ヒアリングで陳述された意見のPTにおける受け止め方 という箱であります。

続いてPTのもう一つの役割であります、専門的知見の集約及び整理ということであり、ここについて専門委員会報告をどう受け止めるかということについて前回議論をいたしました。専門委員会の個々の内容に立ち至って審議をしないということであれば、このようになるのではないかとということで、2 - 1、2 - 2、2 - 3という形で簡単に整理をいたしました。しかし出されたコメントによりますと、必ずしもそういうことではないというので、コメントを資料3（検討資料2）ということで整理をさせていただきました。専門委員会報告の受け止め方を見ていただきたいと思いますが、最初の です。これは同じことで、辻本先生のコメントを文章化したということで、正確でない部分があるかもしれません。それはまた訂正をしていただきたいと。その上で、専門委員会報告書の内容に関するPTとしての意見を取りまとめると。内容についても議論をするということであれば、そのクレジットは専門委員会報告書を記述された専門委員会の委員の方々にありますから、この方々を今度はPTにお招きをして審議をするということが適切であろうと、その審議に時間が掛かるのであれば徹底的にやっていただければ良いのではないかと。ちなみにいただいたご意見を整理いたしました。基本的姿勢について、これが資料の1ページ、それからこれは続きまして5ページのところに専門委員会における論点整理のあり方についてもご意見をいただいております。それから専門委員会報告の内容にわたりまして、6ページ（3）が環境について、8ページ（4）が利水について、9ページ（5）治水・塩害について、（6）費用負担について、（7）開門調査の必要性と支障の解決策および開門調査について、ということでございます。ここについては、まとめるということに至りませんので資料として整理をさせていただきました。そこで本日の進行でございますけれども、このようなコメントを各委員からお出しいただきましたので、お出しいただいたコメントについて10分程度お話をいただいて、そして取扱いについてご議論をいただきたいと。2時間の予定ですので、最初の1時間をそれに使い、後の1時間を目安としてそれに使い、進行を上手くしてフロアからも意見をいただこうというふうに思っております。

私のコメントはそんなに沢山ございませんので、私が南アフリカ出張中で蔵治先生にはまた多くの作業をお願いいたしましたので、蔵治先生の方からまずお話をいただきたいと。思います。

（蔵治委員）

はい、蔵治でございます。それでは座長の指示に従いまして、私の方からまず今回のこの資料に至ったやり方、プロセスについてご説明いたしますけれども、委員の先生方からそ

れぞれご提出いただきました。それを私の段階でいろいろ整理し、総合化しようと努力してみた訳ですけれども、やはり各委員ごとにですね、例えば論点の整理の仕方とか、あるいは書き方にそれぞれ個性が非常にありまして、簡単ではありませんでした。それでこちらで帰国された座長とも相談しつつ、このような形にまとめたということでございますので、皆さまが私に提出されたものと、出来るだけ1対1に対応するように作ったつもりなんですけれども、そこにもし不備があるとすれば、こちらの責任だということになりますので、ここで是非ご訂正いただければと思います。

具体的に少し申し上げますと、今、辻本委員からいただいたコメントが文章の形になっていない部分が若干あり、センテンスではなくて、キーワードが並んで矢印で繋いでいるような部分というのはございましたので、その辺は文章にさせていただいたということと、それから村上委員からいただいたものについては、公開ヒアリングで陳述された意見がこういう項目別や論点別ではなくて、ヒアリングで話をされた方々ごとのコメントになっていたというようなことがあって、それはこちらで編集させていただいたようなことがございます。

それでは私のコメントについて、一つずつまずご説明いたしますが、まず資料2（検討資料1）公開ヒアリングで陳述された意見のPTにおける受け止め方なんですけど、私のコメント、ここにあるコメントは基本的に8月31日の第5回だったと思いますけども、そのPT会議でお示したものと同じでございますので、ここで繰り返して説明するのも時間ももたないんですけども、この度、論点ごとに整理するという観点で順番を変えたということになります。更に私の場合は前回のPT会議でもその論点の中でさらに細かく松尾委員の方から提示された項目がございましたので、それに沿って各ヒアリングのコメントを並び替えたということもしてみました。例えば1ページですと、環境で堰上下流の物理環境、水質、底質、生物、生態がどう変わったかという項目については、これについて話されたのは大橋さんということになりますので、それについて並べると。次に生物多様性を阻害しているかということについては大橋さんと鷲谷さんのことについての私の意見、受け止め方を並べたというふうに順次やってきたということになります。ですからこの項目分けについては松尾委員の項目分けと一致しているようになってはいますが、他の委員の方々は必ずしもそれに従っておりませんので、私と松尾委員だけが今こういうふうにしたということになります。水産資源については大橋さんのコメント、それからメリットデメリットについては宮本さんのコメントという形で並べさせていただいております。

続いて利水ですけれども、利水は6ページの方にコメントを書きましたけども、水需給バランスは適切か、あるいは取水がどう位置づけ評価されたということについては、竹村さん、富樫さん、それから水道原水としての取水が水質的に適切性を欠くかどうかということについて、田中さん、大橋さん、長良導水の水供給が変更可能かということについて富樫さん、神谷さん、平野さんというような形で、さらに愛知、名古屋の利益不利益のみで判断して良いのかということについては、秋田さんの話をそこにはめ込んだというような

形になっております。以下同様に、治水については11ページに、治水のための浚渫は妥当な選択であったかということについて竹村さん、それから次の治水効果についても竹村さん、秋田さん、平野さん、安立さん、高木さんという項目を全てそこにはめ込みさせていただきました。塩害については14ページのところに書いております。まあもうわかっていただいたと思いますので、そのような形で同様に並べております。15ページにはその他という項目がありますので、その他のところには私の専門分野でもあります森林と水の関係というような観点からヒアリングの中で出てきた部分について少しコメントさせていただいたというような形でございます。ヒアリングについては以上になります。

引き続き専門委員会報告の受け止め方についても説明いたします。資料3(検討資料2)をご覧ください。こちらではこの項目分けについてはですね、まず最初に「基本的姿勢について」、次が「専門委員会報告における論点整理について」、その後が環境、利水、治水という専門委員会報告書の項目分けごとという形で、最後、「開門調査」というところの(7)まで並べております。私はこの専門委員会のメンバーでもございましたので、二重人格をやれというようなことが前回もありましたけども、専門委員会のメンバーとしての責任も負っているということですので、基本的姿勢についてということと、それから論点整理についてということについては、特にここに特筆すべき意見はございませんでしたので何も書いておりません。それで、具体的な項目について若干書かせていただきました。6ページになるんですけども、6ページは環境についてということなんですけども、やはり環境については私の受け止め方としては、例えば一つ同じデータで同じグラフを作って、そのグラフ見てそれをどう解釈するかというようなことで、専門委員会の委員の間でも実は議論もございましたし、その専門委員会の委員とリソースパーソンとして来ていただいた事業者側の方とも違う解釈をするというような場面もあったと思います。その影響が、例えば非常に深刻であると評価する場合もあるし、それで軽微であると評価する場合もある、ということが明らかになったと思うんですけども、やはりこういう環境への影響というのはどうしても価値観というものが介在せざるを得ないというか、専門家だから客観的に一つの正解を出せるというような問題であることは極めて少ない。やはりそこは価値判断というものはどうしても入ってくるので、そういう意味で議論が尽くされてはいない部分が残ってるかなという印象を持ったということになります。ですのでこの点はやはり今後の合同会議等を提案して、そういう場でさらに議論が尽くすことが出来るのではないかというふうに考えます。それから専門委員会やっている中で、やはり傍聴の方々から寄せられたもの、パブリックコメントで寄せられたものの中に釣り人や漁師の方々から、非常に環境への影響は甚大であるという意見が沢山出てきたと思うんですけども、そういうものに対して、それが全然甚大ではないんだということが出来るようであれば、それをおそらくきちっと説明出来なければいけないのではないのかなと、そういうことが必ずしも十分に出来ていなかったというか、それが今後の課題として残っているかなということであり

続いて利水についてなんですけども、8ページですが、利水については、これも事実関係がほとんどなんですけど、16パーセントしか水利権が使われていない。その使っている水は水利権ピッタリではありませんので、もっと少ないのが普通であると。それからその16パーセントの代替も、これは概ねって書きましたけど、すべて全部代替できるかどうかは完全に証明されませんでしたけど、概ねというレベルで可能ではないかと。それから異常小兩年への備えというのは勿論必要なんですけど、それは必ずしも全部水資源開発で備えなくても他の色んな手段があるということが示されたのかなというふうに思います。それから堰をもし開ける実験をすれば、確実に塩水化する用水というのがいくつかあるので、それに代替水源を用意しなくてはいけないということが示されたというふうに受け止めています。これについても、事業者側からも反論があるようにも聞いておりますので、是非、専門委員会と事業者側の乖離というものが、合同会議という形で公開の場で議論されることが望ましいのではないかと思います。

続いて治水について、9ページですけれども、治水というのは、河口堰は潮止めの機能を持っている訳なんですけど、これはそもそも河口堰運用後の浚渫というのは、しなくても良かったのではないかというような議論が書いてありまして、少なくとも報告書の中に示されているデータからは、そのようにしなくても良かったように見えるというふうに受け止めました。それから塩害は運用前には発生していないと、勿論運用後も発生していないんですけど、そういうことと、その浚渫をしたマウンドの部分がありますが、ここでも土砂が少しずつ戻ってきているようだということ。ただ現在、堰を開けて果たしてどのような形で塩水が遡上して、それが塩害というレベルになるかどうかというのは、それはまだ不確定要素が非常に大きいということが明らかになったというふうに受け止めます。

続いて費用負担については特にコメントいたしませんでした。最後に7番の11ページなんですけれども、開門調査の必要性と支障の解決策及び開門調査ということで、いくつか書かせていただきましたけども、私としては開門調査をしてはどうかという提案になっていますけど、その前提条件として二つの前提条件をクリアしろというふうになっているということだと思っています。その条件は、一つは確実に塩水化する用水に代替水源を用意すると。もう一つは高須輪中の用水が塩水化しないように監視して、そこが塩水化するような場合は、実験しないというような条件を付けているということで、これは評価出来るでしょう。ただ、その代替水源を全部示しきれていないことが不完全でありますので、それは今後の課題として残っているというふうに受け止めています。その代替水源に関しては、まずやはり愛知県が率先して、自ら取水実態を把握して、県内だけで出来ることを行うということが報告書にも盛り込まれましたけれども、これも非常に大事で、その中には農業用水の利用実態調査ということも入ってくるでしょうし、知多半島の水道水を切り替えるというようなことも入ってくるだろうと思います。それから事業者が今行っている更なる弾力的な運用ということがありますが、これとこの報告書との違いというのは、上流に塩水を一滴も入れないという点、片方は上流に塩水を入れてみようという点にあると

思います。これはやはり議論が違うわけですが、堰を解放することによって、復活する感潮域、汽水域の環境の改善ということがあるだろうと思いますけど、その一方で堰の上流に塩水が入ることによる環境の悪化というような支障があると思いますけど、ここは正直、価値の判断も入ってくる部分もあると思いますが、私としては、それは補って余りあるようなことがあるのではないかと推測するというふうに書かせていただいています。

それから次にやってみなければ分からないということをやるといって提案になっていることですが、確かにやってみなければ分からないからやってみようというのは乱暴だというご意見があるというのは良く分かりますけども、やってみなければ分からないことをやるのはとても勇気がいることだと思います。ただ、そのやってみなければ分からないのでやらないという判断をするか、やるという判断をするかというのは、私としては、勿論、慎重に慎重を期す必要がありますが、やってみるといって勇気を持つということもとても大事で、もし予想と違う状況が生じたら中止すれば良いということもありますので、やらないという選択肢を採用してしまうと、やってみなければ分からないということに永久に答えが出ないということになりますので、選択の幅を狭めてしまうものではないかなと、未来の世代の選択の幅という意味ですが、というふうに考えます。

以上をまとめまして、私としては専門委員会の報告書というものは完全でない部分、不足している部分は残っていると思いますけれども、検証プロジェクトチームの任務の一つである専門的見地からの知見の集約、整理を限られた時間の中で最大限行っていただいたというふうに受け止めるところであります。以上です。

(小島座長)

ありがとうございます。続いて、辻本先生お願いします。

(辻本委員)

蔵治委員には、ご意思を飾れていないものということなんですけど、矢印を繋いで出来るだけ文章にしているんですけど、文章にする時には、やはり一つの流れがあるので、私自身は実はそういうパラグラフ毎、決してキーワードだけではなくて、パラグラフ毎に矢印で繋いだもののほうが議論しやすいと思って、そういう形に出しました。蔵治委員に適当に文章化された時に上手く内容を理解していただいて、踏み込むのが一番良いのかなと思って、そういう形をとりました。

もう一つは、今回出ているPT報告書原案に、始めに公開ヒアリング集約の整理、知事への提言というふうな流れが書いてあるんですけど、ヒアリングと専門委員会の受け止めだけで報告書が完結している訳ではなくて、やはりPTの報告書がどうあるべきだということをやっぴり踏まえて、その中の一つがヒアリングの受け止め方であり、もう一つが専門委員会報告書の受け止め方であると。その2箇所について今回議論されるという形で、多分PTのメンバーに文章を書くように要請があって、今回それがまとめられているとい

うふうに、今日、理解しました。

私は、もう一つの情報では、かなりPTの報告書作成が急がれているということであれば、PTの報告書の仕組みを少し伝えておかななくてはいけないということで、私が蔵治さんに出した中には、PTの報告書は一体どうなんだろうということから、PTの役割、PTはそういうヒアリングとか専門委員会の報告書をどんなふうに受け止めて、どんなふうにPTのプロセスに活かしていくのか、PTは必ずしも私は同意している訳ではないんだけど、知事のマニフェストを受けて開門調査という方向に向けての、それをバックアップするプロジェクトチームなので、それが実現出来る方向にしっかり書かないといけないということがあるんだったら、もうちょっとヒアリングをやりました、専門委員会の報告書はこうです、それぞれのところでニュアンス的に開門調査が求められているんですけど、まず、どういう理由で開門調査が必要になってきているのか、それに対してどういう項目に対して議論しなければいけないのか、それにはどんな専門家が要るのかというプロセスを、この公開したPTの会議で議論してきたはずでしょう。そういうことをきちっと書いて、やらなければいかなかったことが出来なかった。これも時間の制約があって、委員を早急にPTの委員から専門委員を1人だけ推薦して、場合によってはPTのメンバーが一人入って、専門委員が一人入る訳だから、一人のPT委員について二人。で、私は入りませんよと言っているんだけど、一人しか推薦できませんよ、というふうな形で専門委員会の選び方も必ずしも適切でなかった。にも関わらずそういう専門委員会とかヒアリングを上手に活かしながら、PTの報告書をどんなふうにするのかということをもまず考えました。そうするとヒアリングでしっかり、そう出来なかったんだけど、ヒアリングでしっかり目的が明確化されて目的に沿って、目的というのは何故開門しなければいけないということがPTから引き出されましたよ、こんな事が問題ですよ、というふうな書き方にしていって、その分をちゃんと専門委員会でやったか、やっていないかは別として、検証されたようにPTの報告書をしっかり仕上げるべきだという形を一番最初に書きました。それでちょっとややこしくなって、この受け止め方の中に入らない部分が幾つかあったと思って、そう言う意味でそういう書き方をしたレポートを蔵治さんに出したために、ちょっと混乱されてしまったのかなという気がするんですけども。そのことは最初に聞いておかないといけないことだと。それからPTがやはり大きな役割をしてどんなふうに受け止めて、それをどんな風にPTアクションにしていくのかということが、PTでしっかり議論されなければいけないというふうに考えています。それは一番最初にPTはこれだけしか人数がないんだから、しっかり議論しようと言ったはずですね。

そして一方ではヒアリングは淡々と受け止めましょう、専門委の報告書も淡々と受け止めましょう、そういうこともPTでかなり早い、いわゆる専門委がスタートする前に認識し合ったはずだし、これは今回のPTの議事録にも載っているはずだと思います。そうするとPTの報告書は淡々と受け止めたヒアリングの受け止め、専門委員会の受け止めをどんなふうアレンジして、いわゆる知事のマニフェストが実行されるような方向に持って

行けるのかどうかというふうな、それがミッションだというのなら、そういうふうな書き換えていく必要があるんじゃないかというふうに思います。

ということで、報告書としてやっぱり目的をしっかりとする。何故開門検証が必要か、の目的をしっかりとさせる。これ前回もPTで言いましたけれども、PTのメンバーの中でもわからなかった。川を元の状態に戻すのが良いとか、河口堰は元々要らなかったとか、様々な意見から開門が求められている、知事は県民の負担が大きすぎてというお話とか、しかし開門の理由にはならないですけども、開門調査の理由をもう少し明確にするようなことをしっかりとヒアリングとか専門委員会の報告を受けて、そこを作り上げてやらないと生きてこないんじゃないかなと、非常に難しいですけどもそういうふうに思いました。そういうものが、私が蔵治委員に出したレポートの中にはあって、非常に混乱させたことをまずお詫びします。

それからヒアリングについて、私自身も最初に前回でしたか前々回でしたか、各ヒアリングの演者のお話しされた内容について受け止めた内容を書いたんですけども、今回は比較的幾つかに分けてメモを書き直しました。すなわち河口堰の機能に関することであるとか、河口堰の機能としての治水利水についてとか、河口堰についてどうだとか、そういうようなことを書きましたので、それについてはヒアリングの中で蔵治さんが書いていただいたことで、河口堰建設に関することについてかなり沢山意見が出ましたので、こういうふうなここの地域にとって河口堰建設というものが、かなりのインパクトがあるものであるということがヒアリングからわかってきているということ、私はそれをヒアリングから抽出したら良いと思う。それから2ページなんですけど、河口堰が出来た現在の認識はどんなだろうということ、幾つか箇条書きにしました。プラス面もあればマイナス面もある。こういうようなことを一番最初のところにまとめてもらいました。これは環境というのかどうかかわからないですけども、そういうものが、私の範疇ではそういうものをそこに書いていただきました。

それから機能面では8ページになりますね。今度は出来上がった後、人々はどんなふう感じたかという中で、実は水資源の開発は期待されていたんだけども需要が頭打ちになっている。それから、でも出来てしまったあと水資源問題についてどんなふうな認識があるだろう、こういうものがヒアリングによって、私が8ページから9ページにかけて書いたことがヒアリングによって抽出されてきた。これはヒアリングが部分的とはいえ、それなりの全体像が浮かび上がってきていると思います。これは非常に苦労かけて丁寧なまとめていただきました。ありがとうございます。特に齟齬のあるところはございません。

それから治水については、事実的に書くことは、ヒアリングの話はそういうふうなものが指摘された程度だろう、こう思いました。そして塩害についても14ページにまとめ、これも河口堰の前後でどんなふうなことをヒアリングのそれぞれの人達が認識しているのか、例えば長島輪中では、高須輪中では、というふうなことを書いております。それぞれの が決して私の意見ではなくて、ヒアリングのどの方かというのは、私のメモの中では

矢印で、これは竹村さんが言った、これは赤須賀漁協で言われたとか、そういうふうにもモは残しております。だから前の私の受け止め方は個人毎にやっていますので、それと参照してもらえばよろしいかと思います。その他には入らないですね。

それがヒアリングで、私はこのヒアリングの受け止め方から、何故河口堰の開門調査と
いうのが必要なのかということをはかり上げようとする。その時に何を検証項目とすべきか、
そのための専門分野はどんなことか、ということをはかりPTの報告書には書きましょ
うということをはかりたいと思います。すなわち受け止めた受け止めたではなくて、まず受
け止めてどういう開門調査の必然性があったのかをきちっとPTで議論して書いて、どん
なことがそのために必要な専門知識であるか。専門委員会はそのうちの一部としてある部
分では非常にしっかりとやられたと思うんですけども、問題はヒアリングから問題点が抽出
されて、専門性が抽出されてそれをカバーする専門委員会を形成して作ったというのでな
くて、そのうちのある部分が、いわゆるあまり議論していないままスタートしてしまった
ということでもあります。だから抜けているところも上手に補填しながら、方向性を知事が
考えるための材料を作る、こういうことが必要かと思っています。それで専門委員会の報告書
について、そういう意味で必ずしもそういう流れと、1ページ目からですけれども、特色
あるレポートが作成されたけれども、このままの体裁で、それは専門委員会、ヒアリング
もそうだし、専門委員会の報告書もそうなんだけれども、今私が言いましたPTの流れの
中で適切に利用するところをきちっと探して、そこにはめてやらなければいけないとい
うことを一番最初に書いてます。

これは専門委員会に対するコメントでなくて、PTの進め方に対するコメントですので、
ここに書くのは必ずしも適切かどうか分からないし、そういう意味では私はその辺を明示
しないまま蔵治委員に渡したことも私の責任です。その次もそうなのですね。PTの目的
について、これを本当はヒアリングとか、専門委員会の報告書の受け止め方の前に書かな
きゃいけないことで、例えば三つ目のところにあるように、開門調査の必要性を明確にす
るということがちゃんと出来ているかどうかの検証が必要だと。あるいはその次の項目は
何なのかとか、そういったことが必要だということをはかりPTでしっかりと議論する。ち
ょっと順番が逆になっていますけれども、ヒアリングとか専門委員会の報告書の位置付け
をしていこうということ。3番目に書いてあります、2ページの下の方、検証プロセス
の課題。先程言いました専門委員会について、今更、専門委員会の設置の仕方がどうの
こうのというのではなくて、こういう性格の専門委員会が出来て、専門委員会が一生懸命
やられて、一つの報告書が出されているのだからそれをどう使うのか、ということをは
かり議論しなければいけないということが書かれていますので、これもPTの議論です。
PTの報告書の取りまとめについても3ページの上を書いてあって、これは専門委員会の
報告書に対するコメントでも何でもありません。取りまとめでもなくて、PTの報告書
を作る時にこういうことをしっかりと考えた上で、ヒアリングと専門委員会の報告書を我々
は扱わなければならないのだということをはかり長々と書いてしまった私の責任です。

ということで、もう一つのコメントは専門委員会の受け止め方のところに、そういったものは私は書くべきでない。それから、一番最初に座長もおっしゃいましたが、専門委員会の報告書について評価を行う部分でもない、この部分は。受け止め方というのは評価を行う部分でもない。専門委報告書はそれなりに存在するものだ、というふうに私は認識しています。それで河口堰の検証項目というのは、ここに書いてあるのですけれども、これが今回やったものとチェックをしていくというふうな意味で、PTの報告書の側で、外側でやるべきだということです。これもそういうことですね。PTの受け止め方の外側だということです。専門委員会報告書の受け止め方の外側でやるべきことだ。

それから環境については淡々と客観的に書きました。プランクトンに比べて他の生物についての記載がやはり若干乏しいとか、陸水生物学、生態学、様々な分野があるのだけでも、確かに陸水学はデータベースの話であるよりも、生物、生態学はデータが足りないということで、開門調査に続くんだという視点が示された、というふうな理解をしました。それからいくつか書きました。なかなか書きにくいところがあって、矢印で外に出すことを指示したのか、ちょっと曖昧になっていますけれども、治水、利水、塩害は開門調査を行うときの制限要素としての塩害、利水についての検証。ちょっと私も今、急に見て混乱して、私は治水から書いたから、そうですね、今回の報告書がその辺の順番がちょっとあれでしたので。制限要因という言葉を入れています。何が開門調査によって、どうなのかな。ちょっと私もこれを見ていると分からないところがあるので。これは私が解決しないといけない問題なので、ちょっと待ってくださいね、後回しにします。

すみません、ちょっと事情を説明しますと、専門委員会のものについてはパラグラフごとに文章になっているのですけれども、どこに入れるかがちょっとずつ違っているので、文章については私の責任で、逆に文章が分かりにくいところは私の責任なのですけれども、順番性があるのですね。

開門調査の必要性に関する話と、開門調査の制限要因についての専門的検証という二つがあるということも、やはりちょっと書き方の順番がややこしくなるのかと思いますので、そこをちょっと整理できたらと思います。ちょっと後から時間ください。利水についても、河口堰の弊害を無くすために開門調査するというのは、馴染まない話です、というふうなことがここに書いてあります。利水については、文章に変えたら、後から見たときに逆にどんな繋がりがあるのか分からなくなっています。ちょっとごめんなさい。このところは後から時間ください。いずれにせよ、専門委報告書では淡々と書いたつもりなのですが、ちょっとずつコメントが入っていますね。これは私の提示の仕方がいけなかったのだと思います。

それから開門調査の必要性と、これは制限要因についての専門的検証。私の考え方では開門調査の必要性についての専門的、必要項目についての専門的検証、それから検証項目についての専門的検証、制限要因についての専門的検証というふうな書き方をしています。ちょっとごめんなさい。まだ十分に文章も練れていないし、急にこういう並べ方をされる

と分からないところがあって。一番最後ですね、12ページには、まとめられた専門報告書では、知事のマニフェストからの開門調査へ対応についての記述がある。これは少なくとも対象となる分野の、すなわちマニフェストで言っていることと、開門調査の話と、専門的議論をしていることの間はずれで、ピンポイント的な分野については座長が少しコメントされただけで、その分野の専門家を複数入れるということが出来なかったということを書きました。そういう意味で専門議論していないので、報告書の内容として踏み込むべきでない、ということ客観的に感じましたので書きました。今のところはそれぐらいです。後からもう一度補填させていただきます、分かりにくいところは、以上です。

(小島座長)

ありがとうございました。続いて、松尾先生お願いします。

(松尾委員)

今回、最終的には報告書としてまとめなければならない。まず報告書としてこのヒアリングとか、専門委員会の報告についての受け止め方。今、原案という目次のところがございますけれども、どういうふうにまとめるかを、まずきちっと議論をしておかなければいけないのかなというふうに思いました。その上で、それはまた後で多分議論になると思いますので、公開ヒアリングの方は、私は蔵治委員から送っていただいたのは個人個人に対してのコメントみたいな形だったのですが、そうではなくて以前8月でしたっけね、このPTでそれぞれの方々からのヒアリングの概要をまとめて、自分なりに論点を整理したので、それに従ってずっとコメントを書いていったということでございます。それで今回は、それぞれ環境とか、治水、利水という形でまとめて、それをまた整理をしていただいたかと思っておりますけれども、まず3ページのところで、上下流の物理環境はどう変わったかということでもありますけれども、いずれにしても色々変わったということ。それは変わったのが当たり前でありまして、堰の建設というのは大きな地形的改変であったし、海水と淡水を分離するということであったし、それによって様々な流れの変化を生じている訳ですから、変わったのは当たり前ということ。そのために堰の運用以前、1年間くらいしか無かったと思いますが、その後、今日に至るまで長年のモニタリング調査を続けてきているということだろうと思います。

水質、底質はどうか。これも最も大きな変化は、やはり堰の上流の淡水化ということがあります。ですからそれに伴う変化は当然ある訳でございます、それらは運用以前から予測をしていたことでもありますし、それをどういうことが起きるか予測をしたことについて、モニタリングをして確認をしましょうということで、堰運用から5年間に渡ってモニタリング調査が行われて、それで最終的な報告書を出しています。そこでは、ほぼ、程度の差は多少あるのですけれども、事前の予測した範囲内ではなかったか、というような結論を、これは私だけではなくて、そのモニタリング委員会に参加された多くの専門家の先

生の合意として得られたというふうに考えています。

特に生物、生態学は専門ではないのですけれども、この上流部の淡水化に伴う変化が堰の影響がどこまであるのかというところは、特定して評価するのは難しいじゃないかなというふうに思います。それから鷺谷さんが指摘された堰による河川の連続性の分断というのは、それは生物の連続性を阻害するものであると否定出来ないと思いますけれども、その一部かもしれませんが、そのための軽減措置として魚道が設けられていること、それから生物多様性の確保ということと、治水、利水の公益性というところ、この両者をどういうふうに折り合いを付けていくかという議論が今後必要ではないかというふうに思います。

水産資源についても一部は堰の影響を否定出来ないと思います。その通りだと思いますが、それも運用前にかかなりの部分は予測されたことで、そのための補償措置もとられています。これも生物の話でございますので、それらの変化に関係する要素というのは、何も堰の運用だけではないので、そのあたりの評価が非常に難しいのではないかと思います。

それじゃあ各種、そうした予測された様々な環境に関わる変化について、手当は十分でしたかということですが、それに関してはモニタリングを続けながら、流入汚濁負荷の削減であるとか、フラッシュ操作あるいは魚道の設置等々、進めてきている訳でありまして、一定の効果が得られているというふうに私自身は考えていますけれども、更にこれについてP D C Aサイクルに乗せた改善の積み重ねが必要であろうというふうに思います。堰開放が環境に及ぼすメリット、デメリットというところですが、この点については専門委報告書に関係しますけれども、十分に、まだまだ、これをきちっと特定し評価できるような分析といたしますか、そういったものが十分でないし、またこれまで公表されているようないわゆる予測についても、最新の知見とか技術、こういったものを使った予測評価をして、科学専門的な検討評価が必要ではないかというふうに思っています。

それから利水の方へ行きますと9ページですかね。基本的には水余りとか色々指摘をされたと思います。それはデータから見ればそういったことは、そのとおりだと思いますけれども、それでもなおかつ私自身は木曽三川の渇水リスクというのは依然として大きいのではないかということを思います。従ってそれに対してどういう手当をするか、ここはかなり考え方が多分人によって違うのだらうなというふうに思っています。保険に例えれば、保険をどこまで掛けるかというようなことじゃないのかな、というふうに思うのですが。それで水道原水としての的確性、これは一般的な懸念とか不安というのは分かるのですが、データから見れば特に問題が無いということも素直に受け止めるべきではないか、というふうに思っています。それから水源についての代替可能かどうかということですが、机上の計算では当然代替可能というようなことになるのでしょうけれども、それは本当に実現が可能なかどうかというようなこと、それからそれは木曽川、木曽三川としての木曽川にそういった水源を全て、また押しつける形になってしまう。即ち木曽川に、今でも木曽川に過大な負担をしているのに、さらに過大な負担を強いるということで、渇水リスクを軽減するということとは逆行するのではないかと思いますし、また巨大災害へ

の備えという点でも水源の分散化は必要だろう、というふうに思っています。

あと名古屋、愛知の利益、不利益のみで判断して良いのかということですが、いずれにしても関係自治体住民の方々に多大な影響を与える事柄ですので、そうした影響を受ける機関、あるいは住民の理解なくしてことを進めるべきではないだろうと思います。

それから治水のところは12ページにございますけれども、竹村さん、それから高木先生が長良川下流部における治水の考え方とか、その方法論について述べられましたけれども、それは私としては素直にそのまま理解の出来ることではございました。浚渫による治水効果はあったか、あるいは予想どおりかということですが、浚渫のみによってどこまでっていうのは確かに十分明らかではないというふうに思いますけれども、効果があったのは明らかであって、それは平野さんや足立さんが述べているように実感として、あるいは安心感を増すということで、それは素直にそうしたふうに受け止めたらいいのではないかとこのように思います。こうした治水効果に対しての議論の中で、色々反論があった訳ですが、それは私自身は反論するのであれば、反論する側がきちっと事業者側が示したデータが間違っている、間違っているというか事業者側が出したデータから言えることがそうではない、矛盾があるとか、間違っているとか、そういうものをきちっとデータを示して、あるいは何らかの方法でそうした計算するなり、何かするなりですね、論理的、科学的にきちっとその反論の根拠、これを明確にしなければいけないだろうというふうに思います。

それから塩害もですね、これも竹村さん、高木先生、それから予想がどうであったかということですが、当時の方法論としては、方法論で行われた予測というのはその水準から言えば適切ではなかったかと思いますが、ただ現在の予測水準はかなり上がっていますので、これについてはもう一度、そうした予測をやり直しても良いのではないかなというふうに思います。それから堰の開放により塩害は起きるかどうか、ですからこれもさっき言いましたように、現在の最高水準の知見なり、技術、予測技術を使って、予測をした上で、いろんな問題を考えていくのがよろしいのではないかなというふうに思います。

あとその他としては平野さん、神谷さん、秋田さん、足立さんというのが、非常に複雑な住民感情を吐露されている、というふうに受け止めています。そういったものが尊重すべきであって、何らかの形で考慮すべきじゃないかということと、私は宮本さんのヒアリングの中で議論の進め方に非常に示唆に富んだ見解を述べられたのです。それが特に専門委員会の議論の進め方、あるいは報告書の作成の段階で、私はその趣旨が十分活かされていないのではないか、という点が非常に残念に思っております。

それから専門委員会報告の方に移りますと、これは私はこれをどういうふうにまとめたら良いのかということが、まず議論がいると思うのですが、報告書の目次に従って、ずっとまとめていきました。まず基本的な姿勢として一言で言えば、報告書の中にもあるのですけれども、要するに河口堰の開門を目指したというふうに明確に書かれています。即ち、もう始めから開門ありきの報告書になっているということで、以下の全てその論調

でまとめられている。一言で言えば、そういうふうを受け止めております。それはこのPTに課せられた使命というのは河口堰の最適な運用で、開門というのはあくまで一つの選択肢であります。それを検討するという主旨、それを最初から逸脱しているのではないか、それですと議論が進められている。だからさっき言いましたように、宮本さんがヒアリングで述べられた進め方なり主旨というものを全く活かされていない。そういった議論の進め方であり、報告書の作成ではなかったか、というふうに思っているわけです。

同じく科学的、合理的見地からの検証という点ではありますが、これはそういうふう書いてありますが、内実は科学的な合理性を持って説明出来ないものは、例えそれが事実や実態であっても要は検証結果には反映しないという、そういう姿勢ではなかったかというふうに思います。これに関しては研究論文はともかくとして、事業者等が公表している資料というのは科学的な合理性を持って説明することが困難な場合が多い訳です。最初からそんな意図で資料を、データを取っているわけでもありませんし、例えその道の本当に専門家であっても、それが科学的な合理性を有しているか否かというのを判断するのは非常に難しい。そういうデータを使って判断されているというところが一つ問題ではないか、というふうに思っています。そういう面から報告書というのは科学的な、あるいは合理的な見地からの検証を装いながら、その本来の目的である河口堰の最適な運用ですね、これを検討するという、そうした見地からの検証には、ちょっと私は後で蔵治さんの方に訂正を言ったのになっていない。なっていない、なっていないと言わざるを得ない、ということでございます。これは訂正前のやつですね。

あと私が報告書の目次に沿ってずっとやってきましたので、環境についてというのが7ページのところにありますけれども、これに関して言うと、先程ちょっと言ったような理由で科学的、合理的な見地からの検証が十分なされていないもの、全てとは言いません。全てとは言いませんが、なされていないものもあること。それから大半は、あそこで指摘されている大半の事柄は堰によって塩水と淡水の分断がなされ、そして汽水域が淡水域に変わったこと、そして堰上流部の水深の増大と、それに伴う流れの緩慢化が起きたこと、そういったことが原因になっている訳です。それらは先程も言いましたように、予め予測された範囲の変化であるというふうに私自信は受け止めています。勿論、多少の程度の差はあると思いますが、受け止めています。問題は当然、堰を建設し運用することによってそうした大きな変化があったわけです。その大きな変化を環境の悪化と受け止めるか、当然の環境変化として受け止めるかの違いだと思うのです。その評価というのは個人の立場とか、価値観によって異なるものである、というふうに思います。専門委員会の報告書はそういうことから言いますと、変化はすべて悪である。そこまでは言ってないと思いますが、まずそういうスタンスに立っているというふうに私自身は思います。ですから、それはそういったスタンスに立つ限りは客観的、合理的な正しい判断に繋がらないというふうに思います。

それから利水ですが、利水は実はあまりコメントしなくなかったのです。何故コメント

したくなかったかということ、基本的には、この利水に関する議論というのは堰の最適運用を検討するという、このPTの趣旨とは別の問題というふうに私は考えていますので、あまり議論したくなかったのですが、先程ヒアリングのところでも言ったように、河口堰の利水機能というのが木曾三川の濁水リスクを軽減するという、そういった機能は依然としてやはり持っているのです、それは素直に評価すべきではないかというふうに思います。

それから治水に関してであります、ここは治水、塩害ということですがけれども、地盤沈下によって河床が低下して、それが今の水位低下効果につながっているのだ、というようなところが特に強調がされている訳でありますけれども、これは専門委員会の議論を聞いていますと、いったんは河床低下、こういう下流部といいますか、感潮域ですね、潮位変動の影響を受ける範囲では河床低下というのは水位低下に繋がらないのだというような議論がなされていて、皆さんが納得されて、それがいきなり今度は地盤沈下で河床が低下すれば、それは今の河床低下に繋がっているのだ、そのあたり、何故みなさんが素直に、素直というか、そうだそうだと思われたのかが私は非常に不思議でございます。そのところが、やはりきちっとした説明が要るのだらうというふうにまず思いました。今の水位低下効果というのは、これは報告書でも指摘されていますように、河床高のみから決まるものではありません。当然感潮域では海水の影響を受けますし、洪水波形等にも左右されますので、同じ流量であっても水位は洪水ごとに異なります。ですからそういう面ではこれまで事業者がこれだけの流量に対してこういう水位低下効果があった、これは浚渫事業等による治水への効果というようなことを言ってきたのですが、それに関して河床低下によるものだけではないということで、これは指摘されているとおりで、そのところはやはり今後きちっと評価をしていくべきであろうというふうに思います。

それから塩害のところですが、ここもちょっと私、思い違いをしまして、訂正箇所がございますが、4行目、長良用水における福原輪中ではなくて、長良導水における長島輪中の千倉排水機場からの塩水排水による取水停止の存在であります。そこはご訂正いただきたい。

(蔵治委員)
すみません。

(松尾委員)
これも訂正を出したと思うのですが。

(蔵治委員)
長良導水。

(松尾委員)

におけるですね、長島輪中の千倉排水機場からの塩水排水ということでございます。堰が無くても塩害が生じない可能性が高いというような評価でありますけれども、そうした評価、結論というのが非常に安易ではなかろうかということでもあります。

それから費用負担については先程も利水のところで言いましたが、このP Tで議論すべきことではないと思います。それから開門調査の必要性としては、これは今まで述べたことをまとめているぐらいだと思いますが、一つはですね、もう一度我々はこのP Tの役割というところに立ち戻る必要があるのではないかと。すなわちこのP T、あるいは専門委員会の任務は何であったかという、私の理解では堰の運用に関わる様々な事象を検証して、その結果に基づいて堰の開門を前提とすることなく、その最適運用を検討することであったのです。それが最初のP Tの会議で小島座長も言われたはずですが、ところが実際、蓋を開けて色んなところの議論が進むと、それが前提となっているようなふうに私自身は受け止めました。ですからそうではなくて、まずはきちっとした検証結果に基づく堰の運用に関してのいくつかの改善案ですね、それには堰の開門も含めて結構ですが、いくつかの改善案をまず提示して、その一つひとつについて、その効果あるいは問題となっている色んな問題点に対してそれがどういう効果があるかどうかを検証した上で、それで初めてその中から、開門なら開門というところが選択されるべきであろうというふうに思います。そういったことが、プロセスの中に全く無かったということが、非常に残念ではなかったかなというふうに思っているところでございます。以上です。

(小島座長)

ありがとうございました。続いて村上先生お願いします。

(村上委員)

資料2の公開ヒアリングの方、これは私、説明を省略します。何故かと言いますと、これ私は既に8月の段階でコメントを出しております。読んでいただければ分かります。それからここで一つ言いたいことは、ヒアリングのコメント、これは非常に貴重な意見はあったのですが、その資料だけでは何の判断にもならないと私は考えております。例えば竹村さん、富樫さん、色々面白い情報を出してくれたのですが、それでは何の判断にもなりません。それに基づいて既存の資料をやはりチェックするような作業をしないと、これは専門委員会でもP Tでも、これは彼らの意見を聞いて、じゃあどう考えるか、そういうことは出来ませんが、それが正当な意見であるかどうか、これは判断出来ないのではないかと。当然、私たちはそのヒアリングの結果、それから専門委員会の議論、そういったものを踏まえて、総合的に判断をすべきではないかということをもって、むしろ資料3の方を中心にお話をしたいというふうに存じます。それから先程私は既存の資料をもうちょっとチェックしないと竹村さん、富樫さんなどの意見

が本当に分からないのではないかというようなことを言ったのですけれども、例えば今まで出てきておりますような予測の正当性、予測がどういった手法で、どういうふうに社会的に流されたのか、それからその議論の公開性、そういったことについても自然科学者、社会学者が今までさんざん議論してきている。そういった意見を踏まえないと、ヒアリングの評価にならないのではないかと私は考えております。

次に資料3の専門委員会報告の受け止めの方についてお話をいたします。まず資料の4ページ、ここは何を書いているかと言いますと、専門委員会できちんとした議論がされたか、そのところを私はチェックするのがPTの役目だというふうに思います。専門委員会については残念ながら、その専門性、それから独立性、中立性、それについての疑問が、やはりこの会議の中、外で議論されていることがわかりだと、皆さんもご承知のことだと思います。

まず専門性なんですけども、残念ながら私は専門性は、これは完璧ではなかったと思います。これは当然のことです。議論が出来るような委員の数は当然限られます。その中で影響を網羅的に議論する。これは非常に短期間では難しいことだったんじゃないかというふうに思います。それから特に争点となったような塩害の評価、費用負担、漁業影響、これについても専門委員会の議論が非常に私は弱かったというふうに反省をしております。これはしかし専門委員の方の先生の責任ではなくて、専門委員会の構成を考えたPT、私たちの委員会のPTの段階での専門委員会をどうするか、その議論が非常に私は不徹底であったというふうに考えております。しかし、こういったマイナス面はあったとしても、専門委員会の方は、かなり積極的に議論をしていただいたと私はPT委員としてはそういう評価をしたいというふうに思います。

2番目、独立性と中立性の問題です。これはやはり、かなり誤解があるような感じがします。私はこの独立性については、名古屋市それから愛知県首長のマニフェストの正当化及び実現を目的とするものではないということ、何度もこの席でお話をしたというふうに思います。そのところがやはり徹底されていなかったということは、やはり私たちの責任も当然あります。それから責任があるということは、まずここで断りたいと思います。それから私はこの独立性について特に言いたいことがあるんですけども、独立性の一番最後の行なんですけども、この議論の席上で主張された見解、それは委員の専門性のみに基づいて示唆されたものである、これが私は独立性を確保する一番の重要な要件ではないかと思えます。確かに色んな立場から推薦されており、そして色んな立場の方の話を聞くこと、これは必要なんですけども、最終的には自分で判断して、自分の責任でこの席上で発言する。これが守られないと、これは独立性、これが絵に描いた餅になるのではないかと思えます。残念ながら、ご自分の意見であるにもかかわらず、十分な説明が出来なかつたりするような場面もありました。これはどちらかを批判する訳ではありません。私は双方ともそれはあったというふうに思います。そういったふうなことでは、とても私は専門委員の役目は務まらないのではないかとこのように思います。

2番目、中立性です。これも一度、私お話をしたかと思えますけども、中立性というのは委員の所属や系列、信条に基づくものではなくて、隔てなく情報を収集し、論理的に決断に至る審議過程、それが私は中立性だと思います。もし私がそういったことを疎かにしていた、網羅的にデータを集めなかった、若しくは一部の意見に肩入れをして議論を進めていたのであれば批判を受けますけども、私がかつて河口堰に反対しており、今でも開門調査に賛成しているということについて、それを根拠として中立性を疑われるのであれば、それは大きな問題だと思う。これは外の報道にもありますけども、いわゆる賛成派、反対派、それを色分けしてその比率がどうこう、そういったことは私は全くナンセンスな中立性の判断ではないかというふうに思います。これも中立性、これは委員会の報告書を読んで本当にこれフェアに議論がされたかどうか、そこだけをやはり判断の基準とすべきではないかと思えます。

5ページに移りまして、これは委員の責任です。残念ながら審議の途中で委員の辞任がありました。私はこの運営に問題がありとするような委員辞任であれば、当然この席上で異議を申し立てるべきではないかと思えます。そういったプロセス、そういったことが出来るということを徹底してなかったのは、これは専門委員会の、やはり私は欠点の一つではなかったかと思えます。席を立てて出ていくのも、これ一つの意味表示ではありますけども、残念ながら私はそういった経過に至った説明を十分にやって、椅子を立つべきではなかったかというふうに思います。

次に少し飛びまして、7ページの環境についてのコメントです。これ委員会の議論の評価なんですけども、これはやはり先程から意見が出ておりますように、客観的な変化というのとそれをどう評価するか、これが私は混同されたような、というような議論になったのではないかというふうに考えております。例えば私が専門としているようなプランクトンの発生、これは確かに浄水処理であれば少ないほど良い。しかし、シジミなんかのベントスなんかの生産に寄与するんだっただらば、適当にあったほうが良い。こういったふうなプランクトンの発生という客観的な評価と、客観的な変化の把握と、それからそれが悪化なのか、それが人間の生活にプラスになるのか、そここのところの議論が明確に分けられていなかった。これは私は非常に残念ではないかと思えます。少なくともプランクトンの発生状況が河口堰の運用前後で変わったのであれば、それを考えるかどうか、PTの委員会では望ましい長良川の河口域の環境管理の在り方、それを議論し、各要素がどの程度に、各要素をどの程度のレベルに管理するのか、そここのところの判断が必要ではないかと思えます。これはやはり専門委員会ではなくてPTの責任ではないか、PTが議論すべきことではないかと思う。DOが上がった、下がった、じゃそれは河川のDO、自然に対してプラスなのかマイナスになるのか、そここのところはやはりここできちんと議論したいというふうに思います。

それからやはり議論となったところは河口堰の運用と変化の因果関係の議論です。これは私は非常に残念ながら全くかみ合った議論にはなっていないんじゃないか、というふうな

感想を持ちました。これは何故かと言いますと、やはりこれは科学的な議論、論理、これがさっぱり頭に無いまま、議論を進めていったところがあるんじゃないかというふうに思います。私はまず、ヒアリングの時の田中さんの時ように、いくつかの対立するような仮説を出して、それを一つひとつチェックしていくような手法が必要ではないかというふうに思いました。そういった対立する仮説、例えばアユの場合ですと、河口堰が出来たからだとか、冷水病だからとか、潮の流れが変わったからだとか、色んな仮説があります。それについてチェックしていくべき、していくんですけども、それについては支持するようなデータの多いもの、それから簡単な機構で説明できるもの、これが本当に原則ではないかというふうに思います。例えばアユが遡上しなくなった、それに対して色んな仮説を専門家だったら出すことができるでしょう。水温の変化、病気の変化、社会の変化、しかし、こういったことでどれを採用するか、同じような信憑性しか無ければ、私たちは一番簡単な、一番直近に人為的な干渉をやったことでもって、そういった変化が起こったのか、起こったのではないか、そういったふうな結論に至るのが私は当然ではないかと思えます。この議論の途中で根拠を持たない対立仮説をいろいろ出す、これは私は議論を低迷させる一番大きな原因ではないかと思えます。これは他の環境事件、公害事件の場合でもありました。例えば有名な水俣病の事件だって、水銀説が出た後いろんな説が出てきた。何も根拠が無いような対立仮説が出て、いたずらに解決が長引いた経過があります。私はこういった根拠の無い対立仮説、それから後付けの理屈、長良川は特殊であるからとか、そういった理屈での議論というのは、これは専門委員会では選ぶべき理屈では、議論ではないというふうに考えます。

それから3番目、復元目標です。これも指摘されているように、どういう川にするのが良いのか、ここの議論がやはり私は不徹底ではないかと思えます。しかし私は河川の科学の研究者としては、これはかなり明確に言うことが出来るんじゃないかと思えます。これは1970年代からの河川学の、河川の生態学では流れの方向の連続性、それが必要であるということは再三言われました。ですから河口堰をやめる、それからダムに反対する、これは全く同じような論理です。川の流れの連続性を維持しよう、そういった話の流れに沿って、やはり復元を考えるべき、それがやっぱり河川の生態学をやっている人間の考えることではないかというふうに思えます。じゃあ、いつまで戻すのか。これはどこの環境変化の現場の場でも定説はありません。しかし私たち、どこまで戻すのか目標が決まらないから何にもしないんではなくて、少なくとも当面、直近の人為的干渉、つまり河口堰なんですけど、それを排除すること、それに目標を置くことがこの際一番最も妥当な考え方ではないかと思えます。その他に復元目標の妥当な決め方があったら、私はここのところで議論していただきたい、というふうに考えます。それから自然の議論については、この長良川の特徴がやはり議論されてなかった。何か私は議論を聞いていると、長良川が天然自然の川のような議論が非常に多かったような感じがします。最後の天然河川を守れというふうなキャッチフレーズが非常に、インパクトがあったかもしれませんが、現実の長良

川は歴史的に非常に人の干渉を強く受けて利用してきた。ですから他の原自然、ウィルダネスって言うんですけども、そういった原自然の保全の原則、こういった諸外国とか他の保全の原則を適用して長良川の問題を考える、これは私は非常に議論を複雑にするだけのことではないかというふうに思います。言いにくいんですけども、やはり COP10 をやった愛知県ですから多様性を保護しましょうとか、そういったどこでも通用するような論理ではなくて、長良川の現場に沿った論理をもって、私は可能であれば長良川の復元ということを進めていきたいと考えております。

次に利水についてです、私の意見は9ページです。これは長良導水、北伊勢工業用水の代替、これが私は常時開門の条件であると考えます。これは大まかなことについては専門委員会の方でも方向性が出されておりますので、早速私は具体化するための調査と交渉、これを始めるべきではないかと思えます。それからこれにもし時間がかかるようだったら、次善の策ですけども、当面何をすれば環境の変化が少しでも元に戻るのか、そういったことも私は考えるべきではないかと思えます。河川管理者がやってらっしゃるような弾力的な運用、代替水源の手当てがつかないならば、そのところをもう少し積極的に進めるべき、そういったふうな考え方も必要ではないかと考えております。

それから次に治水、塩害についてです。私の意見は10ページに書いております。これは河口堰の建設目標、目的をもって、二人の委員で非常に活発な議論が交わされました。しかし私はこの問題は当分河口堰開門に関しては、棚上げしても良いのではないかと思う。つまり洪水、沢山の水が流れるときは常にゲートを開けている訳であり、私はこれは河口堰を開ける開けないの議論の時には、少なくとも治水の問題は議論せずにも先に進められるのではないかというふうに考えます。

それから塩害について。これは長良導水、北伊勢工業用水、これは塩害の可能性が当然否定できない。やはり代替水源の確保ということを考えなきゃいけないと思えます。それから、より上流の長良用水の利用については塩水遡上に留意したゲート操作、これは今のところ専門委員会では言葉だけで終わってますけども、これをもう少し詰めておくことが必要ではないかというふうに思います。

それから11ページの開門調査の必要性に関しましては、これは私の書いた意見が提言という形で書いておりましたので、提言のほうに活かされているというふうに思います。ここで説明してもよろしいんですけど、提言のほうでまた議論するのであれば、よろしいですか、はい。じゃあ資料1のほうを見てください。まず提言のところですけど、私が特に言いたいのは、やはり開門調査準備のための委員会設置、これを愛知県が積極的に呼び掛け、仲介の労を取ることが必要である。11ページの(1)合同会議の設置のところです。そして私、先程この委員会の評価でお話ししましたように、公開性、独立性、中立性及び高い専門性の議論が保障されるものとしなきゃいけない。こういったものまで私たちはある程度の枠を考えて、どういうふうな委員会であればフェアな議論が、専門性の高い議論ができるのか、ここのところを提案すべき必要がある、提案する必要があるんでは

ないかと思えます。

それから開門調査と長期開門のところ、(2)のところ。これは私は専門委員会でかなり議論が後になって出てきたことなんですけども、河川管理者の弾力的運用をどう評価するか、これは一般の方からのコメントをいただいて、専門委員会で議論を少し進めたところ。私が専門としておりますような非生物的環境と言ったらちょっと言い過ぎですけど、プランクトンの発生ですとか、それからDOの変化、これは私はかなり弾力的な運用で改善できる可能性はあると思えます。しかし、汽水域の生物の復元、これは私は非常に難しいと思う。ですから大型の動植物への影響、そういった簡単な短期間の物理環境、生物環境の変化だけで回復出来ないような問題については、私はゲートを開けざるを得ないのではないかというふうに思えます。そして今までの議論でもおわかりのとおり、ゲートを閉めればどうなるのか、ゲートを開ければどうなるのか、残念ながら現場での調査、モデル調査ではそれについて答えを出すことは出来ませんでした。ですから私はゲートを開けて実験をするべきではないかというふうに思うわけです。やはり科学は万能ではない。数値モデルや、今までの既存の例だけではどうにもならない。慎重に恐る恐るですけどもゲートを開けて、やはりその変化を徹底的に見るような、そういった姿勢が必要ではないかというふうに思えます。

それから12ページ、(3)のところ、関係者の理解・合意と愛知県の率先行動です。私は先ほど言いましたように、これは愛知県が開いた会議ですので、やはりこういった開いた主催者の義務として、やはりPT、専門委員会の意見を真摯に受け止めて行動する必要があるのではないかと思えます。まず第一の方法としては関係者の理解を求めて交渉を始めることなんですけども、そういった交渉が長引くようであれば、直近の課題、喫緊の課題、これに対して何らかの対策を取る必要があるのではないかと思えます。知多半島の水道水源の切り替え、それから取水費用の負担の削減、これは愛知県単独でも可能なことではないかというふうに私は思えます。愛知県が率先行動を言われるのであれば、私はその手を付けられる二つのこと、それを是非やっていただきたいと思う。それから当然そのためには、愛知県の行政だけの問題ではないと思えます。やはり私たち市民に対しても徹底的な節水行動、それを私は提言されないと片手落ちではないかというふうに思えます。以上です。

(小島座長)

ありがとうございます。辻本先生、補足がございますでしょうか。お願いします。

(辻本委員)

専門委員会の報告書はそれとして、PTのほうで関心のあることは、一つは河口堰開門調査の必要性があるかないか、2番目は開門によって明らかにされる可能性、どんなものが開門によって明らかにされるのかという視点と、それからもう一つは開門調査をした時

に問題になること、というのをしっかり仕分けることが必要だということをコメントとして書きました。コメントと言いますか受け止め方として書きました。それが一緒くたに書かれています。一つは機能評価という面ではそれぞれやられているんですけども、機能評価は、それはそれで河口堰の機能とか様々なものを検証するというのも一つの大事なミッションだった訳ですので、それはしっかりやっていただけたと思いますけども、PTへ繋ぐところは開門調査の必要性、影響の明らかになる可能性、それから開門した時に何が問題になるか、例えば塩害の問題とか利水の問題は開門による弊害として起こってくる、というふうなことがちゃんと評価されているかという視点で書いてある。そこで多分問題となるのは、開門が長期なのか短期なのかという時間の問題が、まだ必ずしも十分にクリアされていないということと、それからリスクに関する話と、今も節水とか我慢とかいう話に対しては、一体どんな専門性が必要なのかというところについて少し議論が足りなかったかなということを追加したいと思います。

(小島座長)

ありがとうございます。私もですね、少し書いてありますので、少しご説明をしないとフェアでは無いかと思いますから、私のほうはですね、専門委員会のほうの受け止め方をほとんど書いてございません。公開ヒアリングで陳述された意見のPTにおける受け止め方、資料2、検討資料の1のほうですね。そちらの1ページの環境ということで、私のほうは、ヒアリングで述べられたファクツはファクツとしてもう書かれるので、どう受け止めたか、いわゆる課題を抽出するという書き方をしております。その課題の解決は専門委員会報告、専門家の判断と、こういう流れですので、ここでは課題の整理ということを行いました。

環境については、河口堰を造ることによる公益と損なわれる環境とのバランス、相関関係で、この公益というのは治水効果を求める浚渫、それに伴って発生する可能性がある塩害の防止、そして河口堰によって作り出される淡水と、これらと比較をするということになると。環境については、どのような環境がどの程度損なわれたか、開門すればどのような環境がどの程度回復する、あるいは変化をするのかということになります。私が当初、当然のことながら、訴訟や激しい反対運動があったので、河口堰を建設あるいは運用する前の長良川の状況に関する詳しいデータが揃っていると、そうしないとですね、その後の変化が予測の範囲であるのかないのかということが判断できないはずだという方法論からそれを期待していた訳ですけども、専門委員会のプロセスの中では、残念ながら河口堰建設運用前の詳しい長良川の状況に関するデータが無いということなので、後に行われているものはいわゆるアセスメントではないということが良くわかりました。そういう意味で議論が、なかなか噛み合わない。予測の範囲というのは何を以て予測の範囲と言ったのかさっぱりわからなかったということが一番の問題。つまりアセスメントというのは、私はアセスメントの法律なり実施要項なりを作ってまいりましたが、前の状況の

データが無ければ、これは予測にならないんですね。ということで方法論としてはその方法論が使えないということが最初の課題でありました。

次に利水のところについて、利水には二つのものの考え方があって、一つは恒常的に長良川の水を必要としているか、あるいは恒常的には要らないけれども、もしもの時の備えだと、いわゆる企業経営的に言えば、いわゆる水は公営企業ですけれども、工業用水道あるいは上水道の用水として売れる水があるのか無いのか、それに使用量によって元を取っていくというシステムの中では、売れる水っていうのが大切な訳ですね。売れる水の中に、もしもの時のものを乗っけて売れているということであれば、まあ会計は回る訳ですけれども、水道、上水道のほうは使用者が分散をして、あまり権利意識が高くないということもあって売れますけれども、工業用水道は極めて利益バランスを重視されるので、そういうことにならず一般会計からの補填が必要になるという状況になっていると、そういうことを言うと、上から考えると水は余っているということになります。他方、湯水時のための水のリザーブということについては、色んな方法があって、これはどの方法を取るのが最も費用対効果が良いかということで、当然節水は我慢ではなくて対策の中の一つです。これは最近の中の節電ということとの比較でずいぶん議論があったと思いますけれども、それも電力の需要供給のことに対する対策の一つですから、それを排除するという事は無いと思います。それから水道水については、私は現役の時に水道水源法の立法を担当いたしました。当然のことながら原水は出来るだけきれいにすると、ものにするというのが、水源水道法をわざわざ作った趣旨ですので、そういうことでしょうと、何でもきれい、技術できれいに出来るから良いというのなら、あまり要らないですね、というようなことですね。

それから治水についてですけれども、治水について、いわゆる一般論ということではなくて、河口堰建設という手段が治水に効果的であったかということが課題であり、ここが海拔ゼロメートル以下のところを浚渫するということの治水効果についてずいぶん議論があったと思います。ずいぶん勉強させていただきました。

塩害についても分析をしていけば、塩水が遡上するということと、塩水が浸透あるいは取水をするということと、それにより実際に被害が発生するという三つの次元に分けて判断をするということになりますけれども、色んな計算式というのは実測によって確認をされる訳ですけれども、計算式はあるけれども、それは実測によって確認をされていないということが課題なんだというふうな理解、受け止め方をいたしました。

大分時間が経ちましたけれども、私のほうから一つ伺いの提起なんですけれども、前回は専門委員会の報告は報告として受け止めて、PTとしての議論をするということなんです、特に松尾先生のご意見は、私は事務官だから事務屋だからあんまり良くわかりませんが、事務屋から見ると極めて辛辣なご意見です、そもそも専門委員会報告は科学的、合理的な説明が全く無いと、思い込みだとかですね、そういう安易に机上の計算や推論から導かれた解決策を示したに過ぎないということでもあります。ここについて

はですね、見過ごすことが出来ない問題点であろうというふうに想定をいたします。専門委員会では、オブザーバーであんまりご意見が無かったかもしれませんが、これはPTの場ですね、専門委員会のメンバーの方々に来ていただいて、ここは議論していただいたらどうかと。その上でPTの報告書をまとめていくというプロセスを踏んだほうがフェアではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

(松尾委員)

それについては、ちょっと確かに表現がですね、あまり適切な表現にはなっていないかもしれませんが、基本的な思いは、これ受け止め方ですので、確かに私がもうずっと書いていた時に少し失礼な表現があるかなというのは自分自身でも思っていましたけれども、基本的な考え方は変わりません。ここには書かれてないんだけど、後、私、これから県にやって欲しいこと三つぐらいってのがあったんですけども。

(蔵治委員)

それは原案の中に盛り込ませていただいたと。

(松尾委員)

そうですね。ですから専門委員会の方々と議論しても、おそらくその溝は埋まらないだろう。やるべきことは、この専門委員会で色んな仮説を立てられて、推論を導かれているんですが、それをやはりきちっと、県がプロジェクトチームなり、あるいは別の専門委員でもいいんですけど、きちっとまず検証されることだと思えます。だから色んな仮説をいっぱい立てられている訳です。それが私から見れば、報告書の中で最初に謳ってある、科学的な合理的な見地からの検証にはなっていないと、私は判断する訳です。仮説がですね。じゃあ本当にそうであれば、きちっとそれを県が検証して欲しいと、その仮説を検証してほしい。

(小島座長)

事務当局の県が検証するんですか。

(松尾委員)

ですから、県がやるんでしょ。やるんじゃないですか。

(小島座長)

すみません、村上先生、どうぞ。

(村上委員)

いや、その検証のために専門委員会なりPTが出来た訳ですから、その中で議論が出来てないということであれば、私は外に出したってしょうがないと思いますよね。それこそ、もっと素人の人が検証する訳ですから。私全然意味がない提案だと思いました。

(松尾委員)

じゃあ提案したのは、真の専門家による検証をやってくださいと。

(村上委員)

そうしたら、それは今までの議論は真の専門家ではなかったというようなことになって、それはやはり専門委員会に対してきちっと評価すべきだと思いますね。

(松尾委員)

すみません。例えば専門委員会で環境の専門家、環境というか、この河川の生態系に関する専門家は村上先生一人なんですよ。他におられますか。

(村上委員)

しかし私一人の意見で決めたわけではない。それこそ今までの既存の情報をなるべくたくさん集めてやって議論している訳です。

(松尾委員)

ですから、そういう専門家の方々に議論していただく場を作ったら良いんじゃないですかって言っている訳です。そこで専門委員会が出されたものが、これは正しいと言われればそれで結構ですし、こういうところで問題があるよ、というようなことをもう一度きちっとやられたらどうですかって言っている訳です。

(村上委員)

私は議論の場としては、ここのPTなり専門委員会というのは、私は非常に進んだものになったというふうに思います、公開性それから会議の頻度。だから私はこれ以上どういうふうな組織でもって...

(松尾委員)

すみません。私が言っているのは、それはきちっと、非常に頭が下がるぐらいすごい努力と時間をかけてやられたのは、本当にその点では頭が下がりますが、だからといって科学的、合理的かと言ったらそうじゃないですね。

(小島座長)

それですね、私の提案はですね、オブザーバーという立場でご意見を控えられたということであれば、今度はPTの場に専門委員の方々をお呼びし、更に必要な真の専門家って私は誰かわかりませんが、今までの専門委員会には何か偽の専門家かということをおっしゃってるように裏では捉えられるので、あまり適切な表現ではないと思いますが、そういう専門家の方をお呼びしてですね、ここで疑問を解かないとですね、それは事務局に投げるってということにはならないと思いますね。そのために必要なので、PTでそれではもう一度、その疑問の点をやっていかないとですね、私はこれは専門的なものではありませんと、全く推論と思い込みですということであれば、このPTの役割を果たしたことになるので、それは多少時間が掛かっても、半年であろうが3か月であろうが徹底的にやるべきだと。松尾先生も何て言いますか、責任を持っておっしゃっている訳ですから、それに立ち向かっていただきたいというふうに思います。

(松尾委員)

ですから私は今度27日にありますけども、結論は前から言っていますが出せないと思うんですよ、そういう面では。27日に報告書をまとめて出されるのかどうか知りませんが、私が言うような検証というか、それをやろうと思えばもう少し時間を取らないと出来ないと思うんですね。

(小島座長)

すいません。だから時間を取りますと申し上げているんです。27日にね、まとめるつもりというのは一つの計算ですけども、ここまでそういうご意見を出されるならば、3か月でも半年でも取りましょうと。それでご満足がいただけるならばPTの役割は果たせるし、そうすべきでは。

(辻本委員)

これから時間を延ばすということになったら、一番最初、どうしてPTの議論した形で専門委員会をもう少し慎重に選ばなかったんですか。専門委員会はこういう形でやって、我々がPTでその後、議論してまとめましょうということで、それは時間が無いからということを感じて言われて、その辺の議論をパスして、今になって少し専門委員会に対する受け止め方の中で、色々な論文だって、学術論文だって受け止め方の中には十分な検証がされていないとか、いうふうな意見というのは必ず出たまま、そのまま、ある意味じゃオーソライズされたジャーナルに載る訳ですが、松尾委員の受け止め方というのはそれなりに受け止め方であって、それを受け止めがそうであったからもう一回議論をやり直しましょうと言うんだったら、もっと最初の時にしっかり時間を取ってこのところはやるべきですよとあれだけ言ったのに、時間が無いからと言って各委員が専門委員を推薦する。そ

ういう形の専門委員会を立ち上げましょう、場合によっては専門委員じゃなくて、専門家からの意見の聞き取りという形にしましょうという議論までしたのに、専門委員会を作っただけ決められた時間の中で議論しましょうと言っているのを今になって、こういうことがあったからいくら時間が掛かっても構わないんですよという話は私はおかしいと、付き合っていられないなという気がします。

(蔵治委員)

今になってと盛んにおっしゃるんですけども、松尾先生も辻本先生もオブザーバーという形で専門委員会にいらっしゃったわけですね。オブザーバーという立場では、今日ここでお示しになったような受け止め方というかご意見は、あまりおっしゃらなかったように記憶しています。そのことによって非常に二度手間的なことになりそうな雰囲気が漂っていて、それは非常に時間の浪費ではないかと思うんですけども。オブザーバーであっても別に発言してはいけないというルールではなかったと思うんですけども、どうしてオブザーバーであったあの時に発言をされずに、今になって専門委員会の報告書に対して非常に強い意見をおっしゃるのかということをお伺いしたいと思うんですけども。

辻本先生は違うと思うんですけども。

(松尾委員)

私は途中で一度申し上げたんです。多分、村上先生はご存じだと思いますけど。それはもう、私は委員じゃなくてですね、オブザーバーの立場から、やはりずっと見ていて、議論の進め方をやはり少し考え直していただきたいという思いで、途中で言ったことがあると思います。ですからちょっと表現は過激に敢えてしたようなところがあって申し訳ないんですが、これは勿論少し変えたいと思う、変えたいというか、あまり不適切な表現は勿論、実際報告書に載せるような場合には避けたいと思いますけれども、私の考え方としてはこの報告書は、先程、辻本さんが言ったようにヒアリングで述べられた意見の要約と次の受け止め方、これは個人個人でバラバラで良いんじゃないかなと思っているんです。だめでしょうか。

1、2、3というのがありますけど、次の3のところ、それぞれの今の受け止め方なり、ヒアリングの内容なり、専門報告書をどう評価するかについて、この場でやはり議論していくべきだろうと。そのところが次の3のところに来なきゃいけないと思うんですよ。その後に今3で書いておられるようなことが次に出てくるんだろうと思うんです。

その際に私が言いたいのは、開門ありきじゃないでしょということなんです。だから最後に言いましたけども、こういうものを受けて、じゃあ長良川河口堰の最適運用とはなんぞやというところから議論をしていかなきゃいけないはずなんです。その中の選択肢の一つとして開門があっても良い。それはあると思いますけども、それはそれとして、まず最適運用とは何をもって最適運用というのか、というところから

きちんと議論をして、やはりこの第3章のところを、ヒアリングの内容と専門委員会の報告書を受けて、じゃあPTはそれを受けて最適運用というのは何だと、そういうところから議論を進めて、その運用策というか改善策みたいなものを、考えられるのがいくつかあるとしたら、それに対して評価を、現時点で出来る限りの評価をする。出来なければさっき言ったように追加調査をする。それがそれでも良いと言われれば追加、どうしても追加調査をしなければ結論が出せないものは追加調査をする。それで3章のところを一つのPTのいわゆる見解としてまとめる、という作業が私は必要だと思うんですね。それでしたら座長が言われたように、私は半年延びても1年延びてもやはりそれはやったら良いんじゃないかなと。

(小島座長)

いや、やったら良いという他人行儀ではなく、松尾先生がご疑問を呈されているので、松尾先生が納得いくまでご議論をする場を作っても構いませんということなんですね。専門的な事柄ですよ。やったら良いという他人事ではなくて当事者なんですよ今。

(松尾委員)

やったら良いというのは、このPTの会議を私はやったら良いと思っています。

(小島座長)

村上先生いかがですか。

(村上委員)

これには二つ問題があって、一つは客観的な事実の把握を専門委員会が出来なかったかということなんですけども、そのところまで遡って議論されるのであれば、これは専門委員会の席上で言っていたかなければいけなかった。それからこの客観的な事実はそうなんだけど、じゃあ政策としてはどういうふうな河口堰、河口域のあり方を考えるのか。私はこここのところであればもう一回ぐらい議論をしたいなと思いますね。客観的な評価については、私はこれはもう専門委員会のところである程度揉んだ訳ですので、専門委員会の話をもう一度聞く機会を作っても良いんですけども、私はこれは独立した報告書として、PTでまとめていったほうが良いんじゃないかというふうに思います。

(小島座長)

辻本先生どうですか。

(辻本委員)

私もその意見に賛成です。多分、色んな受け止め方があると思うんですね。それは今、

村上委員がおっしゃったように事実の誤認とかじゃなくて、認識の仕方、受け止め方の違い、まさに受け止め方を書かれた訳ですね。だからそれが事実誤認だとか言う形のものではないのでね、私は専門委員会報告書というのは、そのままあれば良いんじゃないのという気がします。必ずしも全部をカバーできる訳ではないことは初めからわかっていたわけだし、村上委員のおっしゃるように、事実であるところもあるし、客観的なところもあるし、客観的でない部分が若干報告書の中にあっただね、ということは僕も書きました。でもそれは何も、だから専門委員会をやり直せとか言っているんじゃないで、ある部分について、もし専門委員会で作られた一つの論理に誤りがあるとか、疑義があるとか言うなら、その部分については再チェックする必要がありますけども、私の場合はそれは一つの論理であるというふうに認めましたので、まあ一番最初に言いましたように、各パーツによってかなり温度差がある。村上さんがさっきから何度も主張された主張は、必ずしも専門委員会全体に浸透しているとは私は思えなかったけれども、それは中身の話とはまた別の話だというふうに私は受け止めています。だから専門委員会報告書ありきで、これからどうするのかということをも前向きに議論するべきだというふうに思います。松尾委員の意見は厳しかったということで、それをいかにも取り上げて、じゃあこれからバトルやりなさいなんていうふうな話ではないと思います。

(小島座長)

よろしいですか。はい。どうぞ。

(蔵治委員)

私も前向きにというのは勿論、賛成なんですけども、二つちょっと考えなきゃいけないことがあって、一つはやっぱりどこまで最終報告書に書くかということだと思うんですけど、ここで出ている資料2、資料3というものは本当に先生方からいただいたものをそのまま基本的にはお出ししたというレベルで、これをそのまま報告書に載せるっていう話とは全然結び付いてないんですが、報告書の中に、まあ松尾先生ばかり申し上げて恐縮ですけども、先生が書かれているような、かなりきついネガティブな報告書の評価みたいなものが載るといような報告書っていうのは、私はちょっとこう、出すべきではないとかですかね、それはまさに専門家同士でまだ合意形成が出来ていませんという報告をしているようなものなんですよね。それはやっぱり、そういう報告書が出るようであれば、これはもう少し時間をかけて、やっぱりそのところを決着をつけた上でのPT報告書にしなければいけないのかなという意見はあります。

ですが今、辻本委員がおっしゃったような、個々人、専門家で受け止め方は多様であって然るべきで、それは個人の自由な訳ですよ。それはだから松尾先生がどのように受け止められようと、それは先生のご自由な訳なんですけども、そのことをこの中に記載、あまり明らかな形で記載しないような報告書でも良いということであれば、何らかの合意形

成ができるかもしれない。ということが一つで、そうすればそのような長期のPTでなくても報告書が出せるかもしれないと思うんですが、その場合、先生が思っている疑問というのは、私はここで提案している合同会議というような場で、やはり今後の継続課題として残っていくだろうと。だからその合同会議を開催するというを提言するというので、松尾先生の今思っている疑問に答えるというような形の報告書になるのかなと。そのどちらを選ぶかっていうような気がしているんですけども。

(松尾委員)

ですから、まさに報告書をどういう形でまとめていくかというところを議論していただいたら良いんじゃないかなと思うんです。これ一応原案はあるんですけども、そこをまず議論して、少なくともそれらについては合意を得た上で話を進めていかないと、また途中であてもない、こうでもないという議論に立ち戻っちゃうような気がするんですね。

(小島座長)

PTの報告書はですね、色々なまとめ方があるのでですね、前はそれに触れないという形で報告書は報告書として整理をしようということだったですね。1回はね。この報告書をまとめるときに、例えば専門委員会の受け止め方で、最後のご意見のように、この報告書は「河口堰の最適運用、開門という初めに結論ありきの安易かつ乱暴な結論である。」とかですね、あるいは「安易に机上の計算や推論から導かれた解決策を示したに過ぎない。」とかですね、こういうことを記載しろということであれば、それは一からやらなきゃしょうがない。しかしそういうことではなくて、PTはPTとしてまとめて、そのまとめ方を議論しましょうっていうことであればですね、他の方々がおっしゃっているような方法であれば、それはまとめようがいくらでもあります。色んな選択肢があるので、当初のように議論をしてとりまとめる。報告書は報告書としていただいてという方法である。まあ僕はそういうふうに思って実は蔵治先生にお願いしていたんですが、しかしこういうことを書かなきゃいけないということになると、「結論ありきの安易かつ乱暴なものである。」とか「机上の計算、推論」を載せるわけにはいかない、ということですね。

(松尾委員)

個人的な思いを述べているだけですから、それを報告書に入れるかどうかというのはまた、議論して決めていったら良いと思うんですよ。

(辻本委員)

最初の頃にも言いましたけども、専門委員会ではそれぞれの専門家がそれぞれ主張して、その中で書くべきことを認めて、されたんだと思うし、ある意味ではそれぞれの専門家の主張があるのは、それは非常に大事なことなんでしょうけども、最後にPTでは、みんなそれぞれ

れ立場が違うし、専門も違うんだけど、話し合おうじゃないかということが一番最初にだいぶ言いましたね。だから人数を増やさないし、専門委員会とは別なんだと。わざわざ切り離して、我々もそれぞれの専門家なんだけども、切り離してあったのは我々この何名かで、やっぱりそういう表現をしたい委員も多分、他のところでもあると思うし、果たしてこれ開門ありきなのか、弾力的運用を含む合理的な運用を考えようとしているのか、P Tの性格もあるし、その辺はやっぱり、少人数でしっかり議論しましょうという話だったはずですね。

だから松尾さんが今回こう書いたけども、これが出てきて松尾先生はこう言ったというんではなくて、P Tはそういう意見を受けながら一体、松尾さんが気に入らないところがどういうところであって、それはP Tとしてはどんなふうに扱いましょうということを議論するのがP Tのはずじゃなかったか。だから皆さんに専門委員からは離れて、二重人格持ってくださいと、こういうような話をしたはずなんです。だから松尾さんが今回出たのは、これをたたき台にしてP Tの考え方というものをまとめていこうということだと私は思います。別にいろんな意見が出て良いと思いますけどね。

(松尾委員)

この原案で言いますと、P Tにおける受け止め方というところは、私はP Tで一つにまとめる必要はなくて、勿論、今日出したのを全部書くとかいうことでもなくて、それぞれのこういう見方もありますね、こういう視点からこんな見方もありますね、こんな受け止め方もありますね、というところを書いていただいたら良いと思います。その上で、1、2の3のところ、さっき辻本さんが言ったようなこと、それから私が言ったようなことをこれからきちんと議論をして、そうしてヒアリングの結果と専門委員会の報告書を、個人的じゃなくて、P Tとしてどう受け止めてどう評価して、それを提言につなげていくかというところの議論をやはりしたら良いんじゃないかなというふうに思います。

(小島座長)

報告書の原案のほうにもですね、色んな委員会がありますということで、パブリックコメントの中では、フルプランや色んなものも科学的に検討されたというご意見があったので、それじゃあどんなメンバーが科学的なんだっていうことで載せました。そういう意味では、全てのものを網羅している訳ではないですね。むしろ色んな観点から議論出来るように、いわゆるメディアの人であるとか、そういう人が入っているんですね。どこで専門的な議論がなされながらやっているんだろうかと。合同会議の方もですね、まあこういう単に合同会議なのか、あるいは今日の議論のようにですね、もっと専門家を入れてやっていかなきゃいけないかもしれないと思いますが、何を言われても変わりませんという立場だと合同委員会も上手くいかないかもしれないのでですね、それはデータとですね、科学的な推論、推論という科学的な筋道で議論出来る場っていうのが必要なんだろうなとい

うふうに思います。

専門的な議論は、たぶん利害調整とは違うので、松尾先生のご意見の中に、辻本先生の方でしたか、利害調整とか合意形成とかいうものもありましたけど、合意形成までは専門家の領分ではないだろうなというふうには思いますね。それこそ行政の領分なので、今ちょっとチャレンジな言い方をいたしましたけれども、みなさんのご意見は前回のPTの会議と同じようにですね、専門委員会報告は専門委員会報告として受け止める。で、次のさらなる専門的な議論、不十分なところもある、あるいは同じことですが、もっと領域的には詰めたほうが良いというようなところは、堤案としては、合同委員会の設置をしていただいて、そこで更に詰めていくということで、論理的には上手くこなせるのではないかと。まあ皆さんの意見の相違はあるにしても、そのようなまとめ方をしていけば、次に繋げていくことによってこなせるのではないかと。勿論、専門委員会の評価は色々ある訳ですけども、そういうまとめ方をさせていただければ、前回に引き続く連続的な取りまとめの軌道に戻ることが出来るというふうに思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

(辻本委員)

やはりこの、私がちょっと先走って変なこと言っちゃったんですけどね、このPTは開門調査をするというマニフェストを実行するためのプロジェクトチームなんだというふうに認識するのか、村上委員が途中でおっしゃったように弾力的運用も含めて最適な運用を図っていくということで考えていくのか。すなわち知事の一つのミッションを達成するのが愛知県の使命で、それをサポートするための委員会だということを、たまに座長がおっしゃって同調する人も多かったし、それがありきのようなところもあったし、村上委員のように、今回特に言われたような、弾力的運用も含めて色々な県民あるいは国民にとって最適な運用を求めていくという、その点をその二つの境目をどんなふうにするのかというのはふらついていると思うんですね。時々、村上委員はいつもちゃんとそういうことを言われたんですけども、私は途中からこのプロジェクトチームは最後にいろんな専門委員もヒアリングも様々な意見が出たけれども、開門調査をするためにはどんなふうにかこれアレンジして、PTの報告書としてこういうふうになれば開門調査出来ますよ、そのためのリクワイアメンツは全部満足されていますか、というふうな見方を考えていくべきだ。出来るのか出来ないのかも含めてね。

それとも、もう初めから様々なやり方を駆使して愛知県民あるいは日本国民、あるいは環境の問題というのは地球的な問題だから、広い意味で人間と自然がどんなふうにか共生していくのかということのための上手い方法を考えるのか、なかなか難しいと思うんですね。私も実は慣らされてしまって、PTはもう知事のミッションを実行するためのもんだ、専門委員会報告書とヒアリングをどんなふうにか積み木細工すればそういう報告書になるのかな、ぐらいに思っちゃったんですけども。きちんと議論しないと。

(松尾委員)

議論というか確認をした方が良いと思うんです。私が言いたかったのは、この専門委員会報告書4ページの下にありますよね。「長良川河口堰の開門によって、汽水域、感潮域における生物多様性や生態系を回復し、治水や利水の支障が起きないような方法を探り」、もうすでにここで、「はじめに」のスタンスでもう完全に開門ありきなんですよ、専門委報告書は。という私は評価をしている訳です。

(小島座長)

前書き、おわりと両方ありますけれども、専門委員会での議論は村上先生がかなりリードされたということもありますし、専門委員会はあらかじめ結論を決めてやっていただくのがミッションではありません。ということも101ページの「おわりに」のところに書きました。いわゆる知事と行政部局の関係はそうですけれども、そういう行政が判断をしていく時にですね、専門的な判断、検討をしていただく。それが特に専門委員会のミッションですので、そこはデータと科学的な議論に基づいて報告書を作っていただければ良いと。多くですね、例えば辻本先生がおっしゃるように、行政の委員会というのはあらかじめ結論が決まっている。例えばフォローアップ委員会は絶対に潮を上流に上げないということも前提に何ができるかを考えてください、ということですよ。問題はですね、その委員会に色んな方がいらっしゃる訳ですけども、その委員の方もそれに慣らされて、いわゆる開門調査っていうのは有り得ないことだというふうな前提でご議論されるとですね、それはまた逆のものになってしまいますよね。

(松尾委員)

私はさっきから言っていますように、開門というのは調査の一つの選択肢として有り得るって言っています。ですから、有り得ないとは一言も言っていないですね。だけど最初からそれをありきじゃなくて、他にもいくつかの案があるんじゃないか、最適運用をきちんと議論しましょうと言ったのはそういう意味です。最適運用とは何か、何をもちて最適運用とするのか。じゃあその目的を達成するためにはどういう方法があるのか。そういったところをですね、きちんと議論をした上で、その中の一つとして、じゃあ開門調査というのは当然あって良い訳です。

(小島座長)

ありがとうございます。実はそういうことをPTの報告書に書いてあるんですね。あらゆる可能性がある。いやPTの原案の方に。はい、申し訳ありません。原案のほうにもですね、あらゆる選択肢があって、それをあわせて審議をする。申し訳ないです。ちょっと説明をしてなかったんですが、9ページですね、長良川河口堰のところの下の「したがって」のpara(グラフ)なんですけれども、「したがって、合同会議を設置して、専門的な

議論を行う場合には、現行の河口堰の弾力的運用から更なる弾力的運用、そして開門調査までのあらゆる可能性を、テーブルの上に載せて審議することが必要である。」。期せずして言っていたことではありますけれども、それが次のステップかなというふうに提案を書いたと。まあ原案なんですけれども、今日のご意見を整理をして、たぶんこの線で良いのではないかと思いましたが、どうでしょうか。

(松尾委員)

合同会議ではなくて、このPTとして、今言われたようなところをPTとして議論をして、やはり報告書に載せるべきだ。その結果として、それは今のPTの力では及ばないので、こういうところに次のステップとして先送りしましょうと言うんであれば良いんですけど、まずそれをPTの中で議論したらどうですか。

(小島座長)

よろしいんじゃないでしょうか。ありきで議論をするというのは私も最初から言っていないつもりです。もしそういうふうに取りられたらあれですけども、このPTあるいは専門委員会というものが組織されたというのは、契機は始めに書いてあるとおりですね。こういう契機がなければそもそも会合が設置されるということにはなかった。しかしミッションはですね、そういう結論を出してくれということであれば、フォローアップ委員会のようになりますね、絶対開けないけれども、開けないという範囲内で何が出来るかというミッションを明確に出せば良い訳です。そういうミッションを出している訳ではないので、あらゆる可能性を前提にやるというふうに理解をしています。たぶん村上先生も同じだと思いますし、蔵治先生も同じだというふうに思います。

(村上委員)

専門会議の議論で取り上げられた話題を考えていただくとわかると思うんですけども、閉めて何が起こったかということについて、かなり時間を取って議論をしたはずですが、その何が起こったかを解消するためには、部分的な開放が必要なのか、部分的な開放で済むのか、それとも全面的な開放が必要なのか、それもかなり初期の段階で私は議論を出したつもりだと思います。これ確か2000年代になってから自然保護協会だとか他のところが色々な開門の提言を出していますので、その時にどういう条件で開門したら何が変わるか、それについても私は情報をお示ししたというふうに思います。これいずれも何かをやるうというときに議論をする時には、その案だけではなくて代替案、その他の替わる案を複数置いて議論をする、こういったところに表面に出なくても、これは専門家の中の頭の中に大抵あると思うんです。部分的な開放はどうなのか、季節的な開放はどうなのか。その頭があって今までの影響について議論をしてきた訳ですから、私はそのところでありきではないというふうなことは何とか理解してもらえないかなというふうに思います。

(辻本委員)

村上委員がおっしゃることは、よくこれまでも主張されるだけに、必ずしもそういうふうに動けてないというところがあるんですね。例えば確かにそうなんです。環境の問題は開門によって影響がどれだけ元に戻せるか、復元出来るかと色々な問題があるんだけど、他の話はむしろ制限要因なんです。開門したとしたら、どんな問題が起こるでしょう。塩害の問題とか、そこをやっぱり今後PTできちんと切り分けて、環境の影響が開門の一つの理由である。こういうことと、こういうことと、こういうことが問題で、それは開門しなければいけないけれども、こんな制限要因がある。その制限要因をしっかり担保しながらの、一番きついのは塩水をめったに上に上げない、いわゆる水機構とか中部地整型のタイプであるし、というような両極端の完全開門と完全一滴も海水は入れない、その間に何が有り得るかということの代替案をちゃんと本当に頭に描けているかということが問題で、PTはやっぱりそれをしっかり示しながら議論を進めましょうと、いうことで良ければ、私もそんな考えです。

(村上委員)

私もこの場で確認すれば良いんじゃないかと思いますね。

(小島座長)

道筋がちょっとイメージできて、また今日の議論を踏まえてどんなことが書けるか、とにかくとりまとめるという方向でよろしいですね。そういう今おっしゃったようなことで。それはちょっと作業があって、またメールでやりとりをしながら進めていきたいというふうに思います。だいぶ時間が経っていますが、少しチャレンジングな議論をさせていただきましたが、フロアからもご意見を少しいただきたいと思いますが、ご意見のある方、挙手をお願いします。じゃあ、前から順番に行きましょうか。今本先生のほうから。今4人挙手されましたので、まず4人。

(今本博健)

今本です。今日は非常に気楽な立場で、血圧が上がったり下がったりしながら聞かせていただきました。まずこの委員会というのがですね、ちょっとどういう委員会であるかというのを捉えられていない委員がおられるんじゃないかと。つまり、今まで端的に言って、今日のリスト見ますと、辻本さんと松尾さんは沢山の国の委員会をされていますが、その委員会とこの委員会では本質的に違うんだ。この委員会は意見書も自分で書く、色々なことも自分でやるということです。ですから認識として違っているのは、例えば専門委員会は開門ありきで出発したと言いますが、それは全くの誤解です。もし色々調べてみて開門したらいけないとなったら、開門するべきではないという、専門委員会は意見書を書いたはず。その辺、逆に言えば決めつけじゃないかと。それと松尾さんの「科学的で合

理的ではない。」という言葉、あなたにお返しします。それはまず、浚渫がどうかと、あるいは地盤沈下がどうかということは、この地盤沈下というのは浚渫量に関することであって、水位低下にどうということは言っていません。水位低下に明らかに影響したのは潮位だと。潮のことだというふうに、この専門委員会では導いています。これは今日のお話はちょっと違ってたんじゃないか。それから「専門委員会は仮説に基づいて結論を出している。」仮説はないはずです。一つでもあったでしょうか。事実に基づいて、それを積み重ねていったのが専門委員会のやり方で、仮説を立ててやると言ったことはないはずです。専門委員会はこういうふうに結論を出すんじゃないかというのは、あなたの仮説じゃないですか。特にこの委員会が何のためにやっているのか。確かに開門調査という共同マニフェストはありましたが、ターゲットは長良川を良くするためなんです。長良川を良くするにはどうしたらいいのか、塩害という言葉も二つの意味がありまして、塩が来る塩害もあれば、塩が来ない塩害もあるんです。つまり、長良川というのは汽水域があつての長良川だったのを、こういうふうに変えてきた。それをこれからもそういうふうにしていくのかどうか、そこが問われているわけです。しかもこういう委員会の中で、今日のPTの意見を聴いていまして、非常に自由に議論されています。これこそがこの委員会の特質だと思います。また、傍聴者の方も随分色んな意見を言われて、私は専門委員会の時には傍聴者の方が専門委員に相応しいんじゃないかと思われる意見も多々ありました。真の専門家という言葉がありましたが、真の専門家がおりますか、この世に。思っているのは専門家だけです。専門家はいないんですよ。それは一つの現象の色んなことについての専門家はおるでしょう。しかしそれを河川整備にどう生かしていったら良いかという専門家はいないはずです。我々はもっと謙虚になって、この川を良くするためにどうしたらいいのかということを真剣に考えていきたいと思えます。以上です。

(小島座長)

ありがとうございました。それじゃ次、近藤さんですね、2列目。

(近藤さん)

近藤と申します。今日、合同会議というお話も盛んに出てきたんですけども、例えば、11月14日中部地整それから水資源機構で中部地方ダム等フォローアップ委員会が開かれ、傍聴に行きました。その時に中部地整がまとめた愛知県の長良川河口堰検証についてという資料が出されて、そこで色々委員が発言された。それが今ホームページにも載っていますけど、非常に傍聴していて違和感を覚えました。なんでこのところの長良川河口堰の検証のプロジェクトチームに直接責任を持っていない、言ってみれば外野の中部地整がそれをまとめて報告するんだらうと。そこで何か意見を言うんだらうっていうのがとても違和感がありまして、その後11月17日に中部地整と水資源機構が記者発表したのを最近私ようやくホームページで見たんですけども、残念ながらこの6月以前、あるいは

10月以前、つまり報告書がまとまる以前にずっと私達が聞かされてきたその話だけが載っているんですね。それでどうも記者会見の話で言うと、その報告書に噛み付いたみたいな話でちょっとわからないですけども、非常にこちらとしてはこのプロジェクトチームとか専門委員会を傍聴してきた。あるいは弾力的運用とかそういうところにも色々傍聴に出かけてきた立場から言うと、やっぱりそれはきちんと合同会議なり何なりをやっていただかないとフラストレーションが溜まって溜まってしょうがない。それではこのプロジェクトチームとして知事に提言するということはもちろんやっていただきたいんですけども、もしかしたらそのプロジェクトチームをどこで切るかも不満ですけども、プロジェクトチーム自身として中部地整なり何なりに合同会議を呼びかけるということも有り得るんじゃないかと。ちょっとこのままではフラストレーションが晴らされないという気がしましたので、一言言わしていただきました。

(小島座長)

ありがとうございます。次がそっちですね。早くしないと、繋がらないので。

(宮永さん)

一般傍聴者の宮永と申します。これまでたびたび検討会議を傍聴してきました。話し始めると長くなるので、自分でもわかってますので3分間を目処におしゃべりします。あの今回の検討会議で会議の全面公開を徹底された小島座長始め委員の皆様、一市民として心から感謝いたします、ありがとうございます。まず、知らしむべからず、由らしむべし、官尊民卑、頑迷固陋の悪弊をぶっとばす会議でした。ただし残念ながら、会議を傍聴して非常に残念だったのは、途中で委員が2人辞任されたことです。理由が初めから結論がわかっているとか、自分の意見が通らない、何ですかこれは。子供の鬼ごっこじゃあるまいし、途中で一抜けたなんてそんなことが許されるのですか。こんなことが許されるのだったら日本中の野党議員は一人もいなくなります。最初から意見が通らない。自分の意見がね。だから言うんですよ。それが言えない。非常に残念です。それでどんな人が委員になっているのか。最後は11月21日に資料でいただきました、どんな人が委員になっているのか、私はインターネット新聞の市民記者を6年やっていました。その経験を基に11月21日から昨日まで毎日全員調べてみました、どんな方なのか。いいですか、20数年前の私は自然保護に物好きにへそくろついてやってきました。それが活動資金が小遣いだけになったので、10年前から片道2時間まではどこでも自転車で活動してきました。その私から見ると、国家プロジェクトの委員という名誉ある肩書きがついて、おまけに足代日当がついて、自分が信ずるところを正々堂々と述べられる。しかも記録に残る。こんな羨ましい仕事をなぜ投げるのですか、私は全然わかりません。それでその上に名簿を見ました。被災されたタレントや大手ゼネコンや広告マスコミ関係、お飾りの有識者です。肝心の専門委員はほとんど同じ顔で、いいですか工事を発注するお上が選んだいわゆる御用

達部の方々、もちろん選ばれたことに委員の責任はありません。選んだ側がダメなんです。結論ありきの黙って座っていても終わる審議会、形を繕うだけのお墨付き状態、指示通り動くだけのまさに談合会議だった事実が、65歳の私にもはっきり見えてきました。それで更に私は調べてみました、報告書。そもそも河口堰は本来の役割を果たしていたら、知事や市長が公約で開門を検証し手間隙かけてこんな検討会議を開く必要が全くない。問題があるからこそこうなったのではありませんか。今更僕みたいな素人が指摘するまでもなく、河口堰建設に利子を含めて1,806億、加えて98年当時で高須輪中整備に946億、更に長島町関連で936億、累積3,800億以上がつぎ込まれています。1,500億に4,000億近くつぎ込むんですよ。小さく生んで大きく育てる。まさにそのものじゃないですか。一体この巨額の投資で潤ったのは誰ですか本当は。原発立地交付金で特定業界や団体が利権を分けあったこととダブって見えてしかたありません。第6回PT会議で塩害を恐れる住民の声を聞けという、酌みなさいという、その一方で知多半島の水道水源の切替は認めないという発言をされた方が見えましたが、4,000億円近くつぎ込んだ地元住民には更に手厚く、河口堰からのまずい水を飲まされて、元に戻せと裁判を起こした、僕の友人であります、宮崎というんですが。そういった反対者の声を全く無視する、これは驚くしかないです。名前が高須輪中は平田町です。ここの町役場に電話しました。平田町14区、1区平均すると70億です。1戸あたり現金を1億配ってもまだ余ると言っておりました。いいですか、1770年2月から1775年5月まで木曾三川宝暦治水、たった一年余りの工事に薩摩藩士が51人自害、33人病死、完成後、平田鞆負は責任を負って切腹しました。この名前は高須輪中の平田町に受継がれているのですよ。治水神社まで建立されている。ところが河口堰はどうですか。一般企業なら関わった役員は全員降格か解職、株主訴訟が起こって当たり前のことなんですよ、原発事故は絶対ないと言い続けた有識者同様、こんな状態になっても誰一人責任を取っていない、責任という言葉、わが国では死語なんですか。もう時間が無いから最後に意見を求める、いつも出てますから、これに私の意見あと1分。また、建設の主目的でなかった塩害問題を持ち出して反対している住民もいるが、農閑期に調査をすれば済む、これほどの社会問題になった以上、まずは公明正大な開門調査を実施し、その結果開門すべきではないとなれば、それはそれで河口堰問題に決着がつくんです。それでも反対するには余程都合が悪いことがあるとしか私には思えません。今後も何十億という税金をつぎ込む以上、無駄な事業に回す税金は無いはずですよ。開門を公約した首長を選んだ。民意に従え。開門の是非に決着をつける。それが民主主義じゃありませんか。以上。来年の春まで、来年の実施まで、大地震や原発事故がなかったら、実質的には名古屋の敬老パスをもったそこらおじさんの大きな声の意見、失礼しました。

(小島座長)

ありがとうございました。後ろの方に手を上げられた方がいます。

(向井さん)

向井と申します。細かいことはまた意見として書いて提出させていただこうと思うんですけども、ちょっとご議論にあった中には河川生態学の専門家がおられないとか、あとはこれまでのパブリックコメントなどを見ても魚類の専門家が入っていないとか、そういった批判などがあつたりもします。ただ限られた人数で行う委員会において全ての専門家を網羅するというのは実質不可能であろうと思います。その意味で陸水学という生態学の全体的な概要を研究する学問をやっておられる村上先生が代表的な方として入っておられるのは僕は適切だと思います。ただ、そのような専門家が入っていないとか、あるいは色々な批判の中に科学的ではないとか、客観的ではないとかそういった批判が散見されます。そのような批判をそのまま残しておくのはあまりよろしくないと思うのですが、もし報告書に対して若干の改訂ができる、あるいはもう少しPTでご議論できるということであるなら、一つ、自分、ちゃんと名前しか言っていなかったですけど、岐阜大学の教員をやっておりますが、魚類の生態学の研究をしていますけど、そういう研究者の感覚から言えばそれならばレビューに出せば良いじゃないかと思うわけです、報告書を。パブリックコメントを皆様から寄せていただいたっていうのは、ある意味論文に対するレビューに相当するものであろうと僕は思うのですが、それではやはり市民ではなくて、もっと生態学の専門家などの意見をちゃんと纏まったものをいただきたいということであるならば、例えば日本生態学会、陸水学会、日本魚類学会、そういった河川の生態学あるいは環境そういったものに関連する学会にこの報告書について内容に対するコメントあるいは査読のようなことをしていただきたいと言って送ってみて、それでこう意見をいただくなどすればどうかと思ったりします。それをすればそこでどの学会も揃ってこれは科学的ではないとか、この議論はあまりにもおかしいと言われるようであれば、やはりそれは見直す必要があるかもしれません。逆にそういった専門家が、本当の専門家が集まっている、それぞれの学会が、細かなところでは問題があるかもしれないけど大筋これで良いというふうなコメントをくださるようであれば、それは科学的かどうかという点ではある程度のコンセンサスになり得るのではないかと思います。そういったやり方もあるのではないかと思ったので、今話をさせていただきました。

(小島座長)

ありがとうございます。他にご意見ございますか。じゃあ、藤田さん。

(事務局：藤田企画課長)

あの、今日の議論を聞かせていただきまして、だいぶ長く時間をかけるようなご発言もあったものですから少し心配になりまして、余分なことかもしれませんが、本日途中段階でミッションについて議論がございました。これにつきましてはですね、当初から知事も申し上げましたとおり、長良川河口堰の最適な運用を探してほしいと。記者会見等

で利水、治水、塩害等、様々な色んな問題があって複雑な連立方程式だと。その中で最適な解を探るって欲しいというふうに思っています。河口堰の開門調査、これは知事のマニフェストに確かに書いてございます。しかしその実現のためだけにですね、この会議があるという訳ではないということが、これは委託する側もお願いでございますので、今日先ほど確認されましたけども、改めて申し上げます。

そういった観点から、実は専門委員会の「おわりに」の文章を読みますと、例えば一番最初に「河口堰検証専門委員会は、大村愛知県知事と河村名古屋市長のリーダーシップのもとに設置され、審議をしてきた」とありますが、これは事実としては大村知事が設置したのであり、名古屋市長のもとに設置された訳ではないので、事実は間違いがございません。

あるいは真ん中の「しかし」から始まる段落でございますが、「本委員会の任務は、そこにはない。本専門委員会では、「長良川河口堰開門調査」について、専門的見地から検討することがミッションである。」ここも事実には誤りがあるというふうに承知してございます。そういった面が若干誤解を生じているということもあろうかと思えます。専門委員会のレポートにつきましてはこれで受け取るということでございますが、そういったことを勘案しながらPTの方で議論していただきたいというふうに思っております。

それから、今回の議論の中で、専門家の方がある程度全ての分野を網羅していないという話がありました。ご意見の中にもございましたように、全てについてきちっと詰めていくというのは、時間的にも、あるいは県の予算的にも限界がございまして、その辺りは専門調査委員会の中、あるいはPTの中の議論の限界点を明らかにしていくという形で、その辺りはクリアできる点もあろうかと思っておりますので、そういったことも含めてご議論いただきたいというのが、2つ目のお願いでございます。

それから、今日最後に今後の議論の進め方について大きな方向をある程度お示しいただいたと思いますが、なかなか口頭でのお話なものですから、少し具体的な、例えば最初の報告書の目次でございますとかですね、作業分担といったあたり、少しそれを早めに議論していただいて、それをペーパーにした形にして議論をしていただくとありがたいというふうに思います。以上ご意見を申し上げます。

(小島座長)

ありがとうございます。事務方としては冷や冷やして聞いておられたのではないかと思います。あと、ご意見ございませんか。ではないということで。専門家の事柄は、どの委員会もそうですけれども、全ての専門家、領域というのがなくてですね、ある人が代表する、そうでない分野については来ていただいてお話をさせていただく、話をさせていただいた内容が専門委員がこなせばですね、ちゃんと入っていく訳ですから、そういう形で専門的な知見というのは報告書の中に入れていくというのが普通のやり方ですね。あらゆる分野の人を集めていくとですね、この間、南アフリカのダーバンまで行ってきま

したけれども、大交渉団 100 人くらい連れて行ってやることになる訳ですね。そういうことではなくて、やはり限られた人数で行かないと議論もできない、欠けているところはリソースパーソンあるいは資料で補っていくというのが普通ですね。

それから学会ですが、最近、学会の議論も分かってきてですね。原子力関係の土木学会に依頼してレビューしてもらったら、レビューする土木学会の人がほとんど業者だったりとかね。そういうこともあったりする訳ですね。業者関係の、結局、審査人も作る人もみんな同じ人ということもあるので、一体誰が見ているのかということが大切で、学会だから大丈夫だということにはならないことが分かってしまった訳ですね。最近ね。とういようなこともあるので、今回色んなことで全てのものが試されていてですね。申請する人が代わりに検査する内容を作っていたとかね。色んなケースもあるわけですよ。だから一つひとつ見ていかないとはっきりしない。科学的でないとか科学的な結論ありきというのは一つの論法でしてね。まあよく交渉事という案山子理論というんですけれども、有りもしないことを貴方が言っているという想定してそれを批判して勝つという。これは案山子理論というんですけれども。そういうことが余りにも多すぎるので、ちゃんと言っていることを捉えてそれを批判しないとですね、これはよく交渉事であるんですよ。そういう論法が無意識に使われているくらいがあるというふうに思っていますね。思い込んで相手がかこうやって言っているだろうという批判して、批判したように思うという論法ですね。しかし事実に基づいて出来るだけ議論していけば、おのずとある程度の範囲に収まるというふうに思います。今日のご議論の最後にですね、事務局のほうからもいただきましたので、長良川河口堰のPTの原案ですけれども、最初のところに辻本先生がおっしゃったようなところを整理をした上で、まあヒアリング、もう一個どうやって加えるかちょっと考えなくちゃいけないですが、ヒアリングと専門的意見の集約、そして提言、というような構造で極めてコンパクトに纏められるのではないかなと思います。その案を早急に作って、次27日でしたよね、少しびっくりされたかもしれませんが、予定通り27日に纏まるように。

(事務局)

予定にはこだわっておりませんので、それは大丈夫ですけれども。

(小島座長)

頑張ってみます。もし纏まらなかったらごめんなさいですけれども、だいぶコンセンサスも得られたと思いますので、まず作業をしてみて、見ていただかないと分からないと思いますので、早めに作業してまず見ていただいて。また、蔵治先生もお願いします。ほんとにありがとうございました。

(蔵治委員)

前回と今回の間の部分はですね。若干皆さんからいただいたものの形式がばらばらであったり、色んな形で苦労してきた部分もあると思いますけれども、今度は資料1というのをベースに、これをどのように変えていくのかということによろしいのでしょうか。それであればこれの電子ファイルを、それこそ回覧させていただいて、皆さんのほうで見え消しみたいなものを付け加えていただいて、お返しいただくというような形でやるとスムーズだと思うんですけど。もし、根本的にこの原案でだめだという、今、座長がおっしゃった点を入れるとしてですね、その上で更にだめだということがあればちょっと早めにそれを表明していただきたいと思うんですけども。

(小島座長)

作業手順もありますので、辻本先生どうでしょうか。

(辻本委員)

手戻りが無いようにということであれば、目次を今日の議論に基づいて少し変えていただいて、目次の頁を皆さんに回覧していただいて、それから編集作業ということになったほうが良いと思うんですね。どんな段落の目次にするかということを決めておかないと、またこの間の私みたいにどこにはめたら良いのか分からないということになりますので、まず、ここの議論を出来たら早くやっていただけたらと。

(小島座長)

例えば辻本先生どうでしょうか。

(辻本委員)

私は何よりもその目的ですね。PTの目的をしっかりと認識したものを書きます。「はじめに」と書いたって、何が書かれるのかは分からないというのは曖昧ですので、PTの目的、それから長良川河口堰開門調査検証の必要性。でも開門ではないんですね。何が問題となっているのか、ネックポイントになっているのかということですかね。特に環境面から。さっきも言いましたように、利水とか塩害とか、治水というのはむしろ制限要因、開けてしまったらどんなことになるのかということですので、環境の問題で一体どんなことがネックになっているのかということをしっかり認識しましょうというのがまずあって、そしてそのためには、まず検証しなければいけないということは何れだけあって、開門した時に制限になるのはどんなことか、というようなことを少し整理して本文に入るのがスムーズかなという気がするんですが。私もちょっと構成を作ってみて、いくつかの代替案を皆さんで検討しましょうか。皆さんでそれぞれ目次を出し合って。

(小島座長)

松尾先生は何か具体的に提案は。

(松尾委員)

目的は最適運用について検討するということですが、先程から言う最適運用ということについてやっぱり一度議論したほうがいいんじゃないか。最適運用とは。

(辻本委員)

それは何が問題かということですよ。

(松尾委員)

それもいいですよ。何が、どういう問題点があるのか。どういう課題があるのか。

(辻本委員)

現状に何が問題があるか、問題と課題。

(松尾委員)

それをやると結局、専門委員会報告書の話の蒸し返すはめに陥るんじゃないかなと思うんだけど。

(辻本委員)

専門委員会報告書は専門委員会報告書として一つの資料としてある訳だから、それを参照しながらやったら。

(松尾委員)

私も書いているように、敢えて先程から科学的、合理的、云々と言ったのは専門委員会報告書に既に書かれているので、それを取り上げてことさらだったんですが。要はその言葉をそのまま使わせていただいたので、非常に挑戦的なコメントになっているかもしれませんが、私も書いているように、変化はあるんですよね。認めますそれは。ただ、その変化をどう受け止めるかということなんですね。そこに問題があるのか無いのかっていう議論をし始めたら、それをするかどうかですよ。こういう変化がありますよというのは、これは皆さん共通の認識として持てると思うんですよね。それは私は全然否定していませんので。ただそれをどう受け止めるかという違いが私と村上さんにはある訳ですよ。事実も治水に関してそう。水位が下がったのも事実です。それをどういうふうに解釈し、受け止めるかというのは、私と今本先生で違うところがある訳ですね。だからそこをやっぱり問題点がどこにあって、どうのこうのということをやりはじめるとまた元に戻ってしま

うということになってしまうんじゃないかという気がしないでもないんですが、違うんですか。

(辻本委員)

報告書に基づかないで、まず、どうしてこういう作業を我々がしたかということでしょう。環境に何らかの問題があるので、その環境にもし弊害があるなら、それを無くそうとかね。なんかそういう目的があったはずですね。それがスタート。スタートが何だったのか。

(村上委員)

今、松尾委員からあった変化について共通の認識があるということで合意できたらこれは非常に大きいと思います。あとはこの評価だけです。評価についてはやっぱりちょっとお互い書いて見ましょう。書いてみてやっぱりその文章を叩いてやらないと、ちょっとここで時間も無いですから、口頭で議論してもしょうがないことですから、それは宿題として、お互いの委員がなるべく27日以前に早く意見を出して、その調整をメール上でやるということで私は良いんじゃないかと思いますが。

(辻本委員)

今を確認しますけど、変化を認識しましたと。河口堰が出来ての変化はヒアリングにしろ、色々、専門委員会の報告書で認識しましたと。さてそれがどういうふうなんだというこの評価をまず皆さん出し合いましょと。そしてどんなアクションをすべきか。それそうですね、賛成です。

(村上委員)

変化が起こったことを共通の認識でやったということは、非常に大きい一歩だと思えますけれどね。これはその後の議論が非常にしやすくなったと私は思いますが。

(小島座長)

ルールの的です。また、中身に立ち入って評価に入っていくとまた元に戻る可能性があるんで、戻らない範囲でということですよ。戻らない範囲で。日程的には27日、本当になんか年末に申し訳ないんですけども、作業の手順として、今回は蔵治先生に本当にやっていただいたんですが、頭が切り替わらないうちに出来るだけ早く書いていただいて、今週末に書いていただけると19日に出来ますよね。そうすると1週間あって色々出来るのではないかと。ぎりぎりにやるとまた事務局も心配しますので、まあかなり完成度の高いものを作りたいということになると、今日が木曜日、金、土、日で書いていただいて、19日に蔵治先生のところに送っていただいて、目次とあらすじを書いていただいたほうが良いですよ。目次だけ見ていると分からないので、目次とあらすじを書いていた

だいて、あとその肉付けをすると文章になりますので。

(松尾委員)

目次とやっぱりその内容だと思うんですね。それで今までの議論、あるいは今まで出てきた資料で、そのまま当てはめることが出来るところと、これから議論しないところは書けないよ、というところがあるということですよ。それはきちんと区別したほうが良いんじゃないかなと。

(小島座長)

分かりました。あまり議論していると、きっとこれから議論するところが多いとですね、多分深みにはまるような気がしますので、まあ一応書いていただいて、ちょっと心配というか、また本当に今回松尾先生が書かれたものは事務官でも流石にここまで書かないぞというか、怖くて書けないんですよ。そういうふうに書いたら必ず立証を求められるので、ちょっと怖くて書けないんですよ。だから大丈夫ですかっていうことも踏まえてですね。

(松尾委員)

これはPTの報告書として言っているわけではないですから。

(小島座長)

とういことなので、出来るだけまとめる方向でメモ出しをしていただきたいと思います。それで19日月曜日、日曜日の夜中でも結構でございますが送っていただいて、19日には蔵治先生が作業出来るようにということで、蔵治先生もお忙しいと思いますが、幸い3連休で、3連休は忙しいのではないかと思います。そういうことをお願いします。出来れば年末で終わらせたいと思いますので、その目途を19日か20日くらいにはつくのかなと思いますけれども、よろしくをお願いします。あとは、まとまらないものはそぎ落としていくという作業をやると思います。たいてい間に合うのではないかとということにもなりますので、よろしく願いをいたします。

(辻本委員)

津波防災街づくり法案の関連で同じ時間帯に拘束されまして、それまでに私のお墨付きが。

(小島座長)

それまでに完成度の高い、辻本さんがこれで良いよというものを作り上げておくということですね。なんか八ツ場と浅間山の噴火でもご活躍だと聞きましたけど。

(松尾委員)

先程、小島座長が言われたように、どうしても27日までに終わらなければいけないんですか。

(事務局)

事務局としては27日に終わる必要はないと思っておりますので、1月でも。

(小島座長)

1月でもいいですよ。さっきあと3か月でも半年でもっていう、ちょっと言い方をしましたが、そうは言ってもですね。

(松尾委員)

3月までには終わりたいなと私も思いますけど、まだ議論が十分進んでいない段階で、このPTの報告書を早急に、拙速にまとめる必要はないんじゃないかと思うんですけど。

(小島座長)

また、行ったり来たりしておりますけれども、とりあえず出していただいでですね。長ければ良いというものでもないので、作業の実施日が大切ですから、出来ればまず19日に出していただいで。そうすれば大体目途が付きますし、ここは議論してくださいと。で、その議論がまた戻るようであれば、戻らなければなりません、まあ専門委員会に戻らなくても良いということであれば、結構スムーズに行くかなというふうに思います。事務局のほうも、まだまだ働くぞというお話が今あったので、その場合には27日には終わらないで、また、もう一日ということになります。じゃあとりあえず次回は27日、時間と場所をお願いします。

(事務局)

次回は12月27日火曜日、10時から12時まで、三の丸庁舎の大会議室です。三の丸庁舎です。その8階になります。

(小島座長)

それでは長時間にわたりましたが、今日はこれで終わります。どうもありがとうございました。